弥富市こども計画

令和7(2025)年度～令和 11(2029)年度

令和7(2025)年 3月

弥富市

“こどもまんなか社会”の実現を目指して

このたび、本市におけるこども施策の基本となる弥富市こども計画を策定いたしました。本市のこどもたちが安全で安心して成長できる環境を整え、未来を担う力を育むための指針となります。

国において、令和５年４月にこども基本法が施行され、同年12月に「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会“こどもまんなか社会”」を目指したこども大綱が閣議決定された今、こどもを社会の中心に据え、その声に耳を傾けながら政策を進めることがますます重要となっています。

これまで、本市の子育て支援施策については、第２次弥富市総合計画を柱として、「家庭任せにしない、地域社会が一体となった子育て環境が整ったまち」を目指し、第２期弥富市子ども・子育て支援事業計画を基に、保育所や児童クラブなどの子育て関連施設の運営を重点施策として取り組んでまいりました。

今後は、弥富市こども計画における「こどもの未来をはぐくむまち・弥富」を基本理念として、これまで取り組んできた子育て支援施策を継続、拡充していくとともに、こども家庭センターの設置により、支援が必要な児童やその家庭を支える事業などを充実させ、市民すべてがこどもと一緒に元気になれるまち“こどもまんなか社会”の実現を目指してまいります。

また、弥富市こども計画の推進にあたりましては、行政だけでなく、市民の皆様や子育て支援に関わる関係団体の参画と協働による取組が必要不可欠となりますので、関係各位のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、弥富市子ども・子育て会議の委員の皆様を始め、多くの市民の皆様や関係機関の方々にご協力をいただきましたことを、心から感謝を申し上げます。

令和７年３月

弥富市長　安藤　正明

目　次

第１章　計画策定にあたって 3
1　計画策定の背景と趣旨 3
2　計画の性格と位置づけ 4
3　計画の期間 5
4　計画の策定体制 5

第２章　弥富市の現状 9
1　人口の状況 9
2　世帯の状況 11
3　出生の状況 13
4　未婚・結婚の状況 15
5　就業の状況 16
6　教育・保育サービス等の状況 18
7　その他の状況 19
8　アンケート調査結果からみえる現状 23
9　弥富市を取り巻く課題 35

第３章　計画の基本的な考え方 39
1　基本理念 39
2　基本的な視点 40
3　基本目標 40
4　施策の体系 42

第４章　施策の展開 45
基本目標１　こども・若者の将来にわたるウェルビーイングを守ります 45
基本目標２　こどもまんなかの子育て・子育ちを支援します 55
基本目標３　保護者が安心して子育てできる環境をつくります 59
●○こどもまんなか社会の実現に向けた数値目標○● 64

第５章　量の見込みと確保方策 67
1　教育・保育提供区域の設定 67
2　こどもの人口の見込み 68
3　幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育..... 69
4　地域子ども・子育て支援事業..... 72
5　その他の児童福祉に関わる事業..... 90
6　幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進 91
7　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 91

第６章　計画の推進に向けて 95
1　推進体制 95
2　計画の達成状況の点検及び評価..... 95

資　料　編.....99
1　弥富市子ども・子育て会議条例..... 99
2　弥富市子ども・子育て会議委員名簿 101
3　弥富市子ども・子育て会議の開催経過 102
4　用語集 103

■□ 本計画における「こども」の表記 □■

こども基本法において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者をいう。」とされています。これは、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、心と身体の発達の過程にある人を「こども」としています。

また、令和4年に内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室より、示された「こども」表記の判断基準を踏まえ、本計画では下記の場合を除き、ひら仮名表記の「こども」を用いています。

〇法令に根拠がある語を用いる場合
〇固有名詞を用いる場合
〇他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

第１章　計画の概要

第１章　計画策定にあたって

1　計画策定の背景と趣旨

わが国では、急激な少子化、生きづらさを抱えるこども・若者の増加、こどもの貧困問題の顕在化など、こどもを取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

これらを受け、国は「こども基本法」を令和４（2022）年６月に公布、令和５（2023）年４月に施行し、本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足、令和５（2023）年12月には「こども大綱」と「こども未来戦略」が策定されました。

「こども大綱」は、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及びこどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく３つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものです。

その中には、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる『こどもまんなか社会』を目指すことが掲げられています。

本市では、これまで子ども・子育て支援法第61条に基づく「第２期弥富市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児教育・保育事業を提供するとともに、母子保健の充実や質の高い教育環境の整備、こどもの育ちを支えるまちづくりの推進を図ってきました。

今般、「弥富市第２期子ども・子育て支援事業計画」が令和６（2024）年度末をもって終期を迎えることから、この機会を捉えて、令和７（2025）年度を始期とする子ども・子育て支援事業計画などを包含する「弥富市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

本計画は、第２期弥富市子ども・子育て支援事業計画において推進・充実を図ってきた各施策に、こども大綱において推進を図るべきと定められたこども施策の視点を加え、様々な状況にあるこどもが心身ともに健やかに成長できるよう、妊娠期から子育て期、さらにその先の青年期までのライフステージ※1ごとに必要となる支援やサービスをこども・若者・家庭に確実に届け、また、社会全体でこども・若者及び子育て家庭を見守り、孤立化を防ぐなど、効果的なこども施策を総合的・計画的に推進するために策定するものです。

※1 入学、卒業、就職、結婚、こどもの誕生、こどもの独立、退職など人生の節目ごとに段階を分けること。

2 計画の性格と位置づけ

本計画は、「こども基本法」（第10条第２項）に定める「市町村こども計画」として策定するものです。こども大綱及び愛知県計画を踏まえ、本市におけるこども・若者への総合的な支援策を包含する計画として策定するものです。

本計画は、こども大綱にも記載されているとおり、「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」が示す施策を内包する計画として策定するものです。

また、「子ども・子育て支援法」（第61条）に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援対策推進法」（第８条第１項）に定める「市町村行動計画」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（第12条）に定める「母子家庭等及び寡婦自立促進計画」、「子ども・若者育成支援推進法」（第９条）に定める「市町村子ども・若者計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」（第10条）に定める「市町村におけるこどもの貧困対策計画」に加え、「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」に定める「母子保健を含む成育医療等に関する計画」としての位置づけを担う計画として策定するものです。

なお、本計画においては、こども大綱と同様に、「こども」「若者」「こども・若者」という表現を用いることを基本とし、個別法の引用に限って個別法の定義に基づく表現を用いることとします。

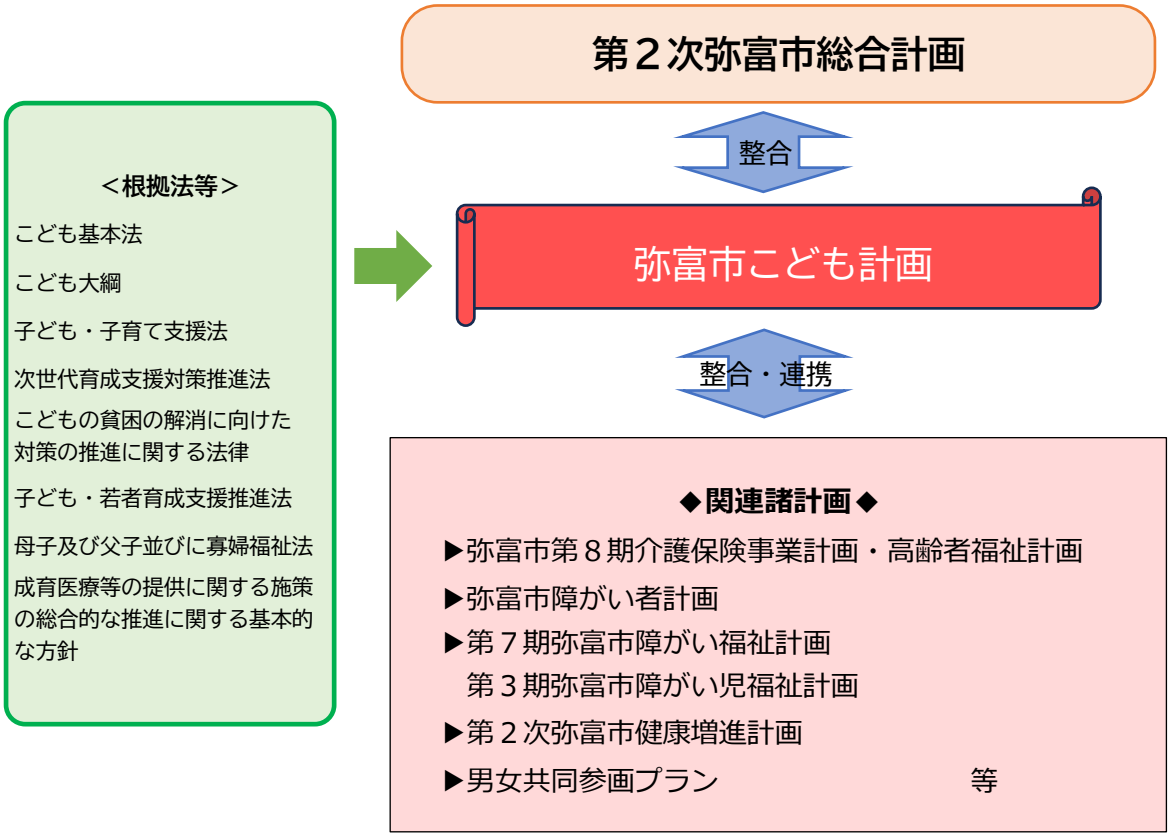

3　計画の期間

本計画は、令和７（2025）年度から令和11（2029）年度までの５年間を計画期間とします。

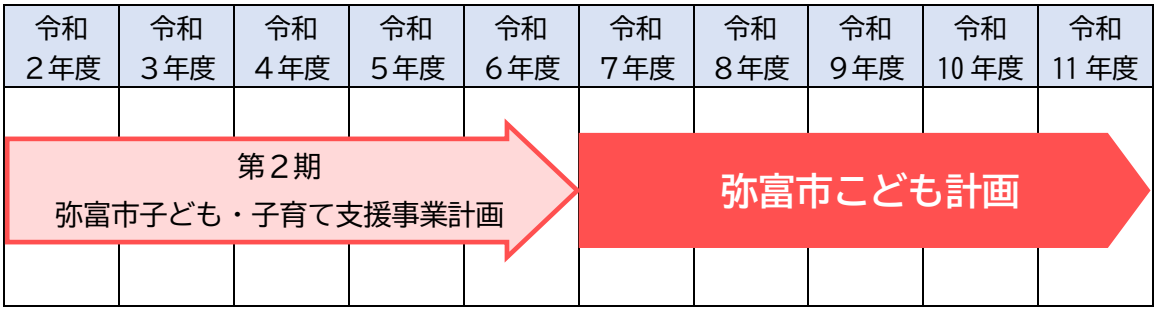

4　計画の策定体制

（１）市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、５つの対象者別に「こども計画アンケート」を実施しました。

調査対象	①市内在住の就学前児童の保護者を無作為抽出 ②市内在住の小学生の保護者を無作為抽出 ③市内在住の中学生の保護者を無作為抽出 ④市内在住の小学５年生及び中学２年生 ⑤市内在住の15歳（中学校卒業後）～39歳の方を無作為抽出
調査期間	令和６（2024）年８月５日～令和６（2024）年８月25日
調査方法	郵送配布・郵送回収及びＷＥＢ回答
配布数	①1,000通　②600通　③400通　④759通　⑤300通
有効回答数（回答率）	①526通【うち、WEB回答　160通】（52.6%） ②325通【うち、WEB回答　103通】（54.2%） ③210通【うち、WEB回答　72通】（52.5%） ④390通【うち、WEB回答　112通】（51.4%） ⑤ 79通【うち、WEB回答　24通】（26.3%）

（２）弥富市子ども・子育て会議による審議

本計画の策定にあたり、こどもの保護者や子育て支援に関する関係機関・団体の代表者、学識経験者などからなる「弥富市子ども・子育て会議」を設置し、こども施策に関する課題や今後の方向性を協議しました。

（３）パブリックコメントの実施

令和７（2025）年１月に、パブリックコメント※2を実施し、計画（案）に対する幅広い意見を聴取しました。

（４）ＳＤＧｓの推進

平成27（2015）年の国連サミットにおいて、“持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals（以下「SDGs」という。））”が採択されました。その中には、貧困や飢餓、さらには気候変動や平和などの広範な分野にわたって令和12（2030）年までの17のゴール（開発目標）と169のターゲットが掲げられています。

その理念は“誰一人取り残さない”社会の実現を目指し、開発途上国のみならず先進国も含め全ての国や関係者の役割を重視し、経済・社会・環境をめぐる課題に統合的に取り組むこととして合意されたものです。

本計画では、第４章の基本目標における各施策にて、以下の関連する目標の実現を目指していきます。

本計画に関連するSDGs

本計画の基本目標	関連するＳＤＧｓの目標（ゴール）
基本目標１ こども・若者の将来にわたるウェルビーイングを守ります	１、３、４、５、８、10、16
基本目標２ こどもまんなかの子育て・子育ちを支援します	１、３、５、10、16
基本目標３ 保護者が安心して子育てできる環境をつくります	１、３、５、８、11、16

※2 ホームページ等を活用した住民意見の募集とその対応結果について公表すること。

第２章　弥富市の現状

第２章　弥富市の現状

1　人口の状況

（１）年齢３区分別人口の推移と推計

本市の総人口は減少傾向にあり、令和６（2024）年では43,581人となっています。また、この減少傾向は続くとみられ、令和11年には令和６（2024）年より1,400人以上の減少が見込まれています。

年齢３区分別にみると、０～14歳（年少人口）、15～64歳（生産年齢人口）は減少傾向、65歳以上（老年人口）は横ばいが見込まれます。本市においても少子高齢化の状況がみえます。

■年齢３区分別人口の推移と推計

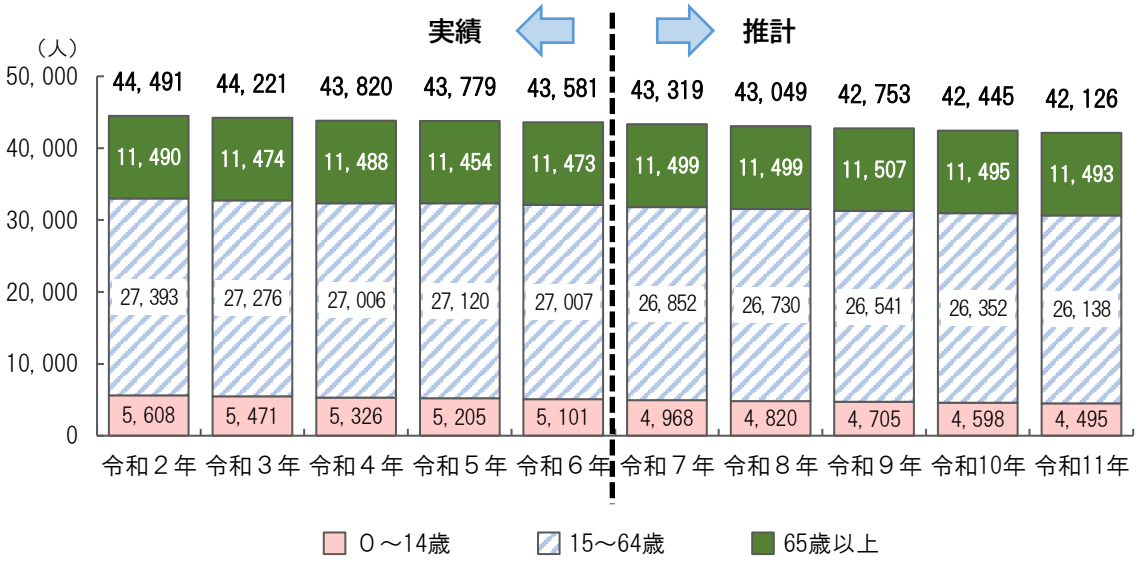

資料：実績…住民基本台帳（各年４月１日現在）
推計…実績値に基づき、コーホート変化率法※3により算出

※3 同年又は同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

（２）年齢別就学前児童数の推移

本市の就学前児童数は年々減少しており、令和６（2024）年４月１日現在で1,820人となり、令和２（2020）年より202人減少しています。また、年齢別にみると、０歳・３歳・５歳は令和２（2020）年から令和６（2024）年にかけて10%以上減少しています。

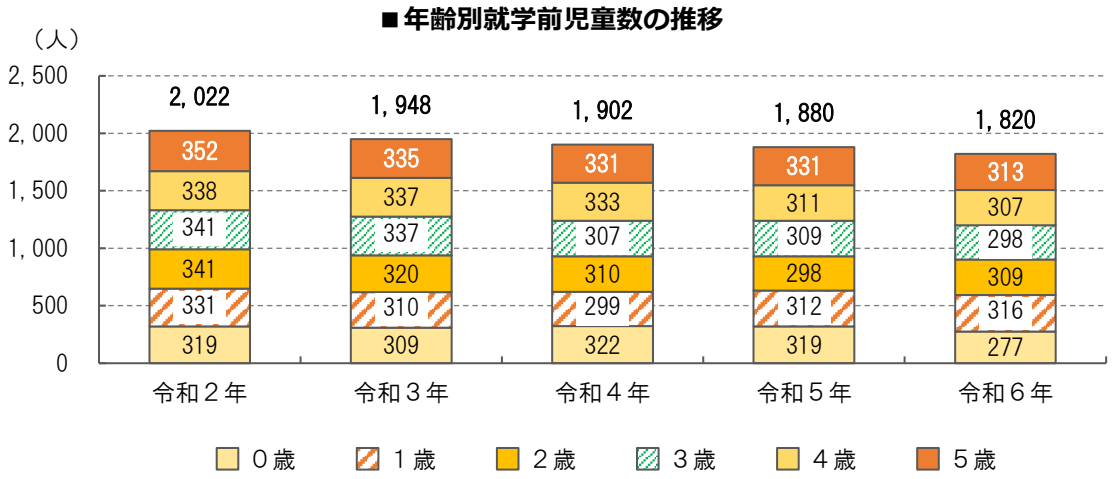

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

（３）年齢別就学児童数の推移

本市の就学児童数は年々減少しており、令和６（2024）年４月１日現在で2,067人となり、令和２（2020）年より244人減少しています。また、年齢別にみると、９歳は令和２（2020）年から令和６（2024）年にかけて17%減少しており、他の年齢より減少割合が高くなっています。

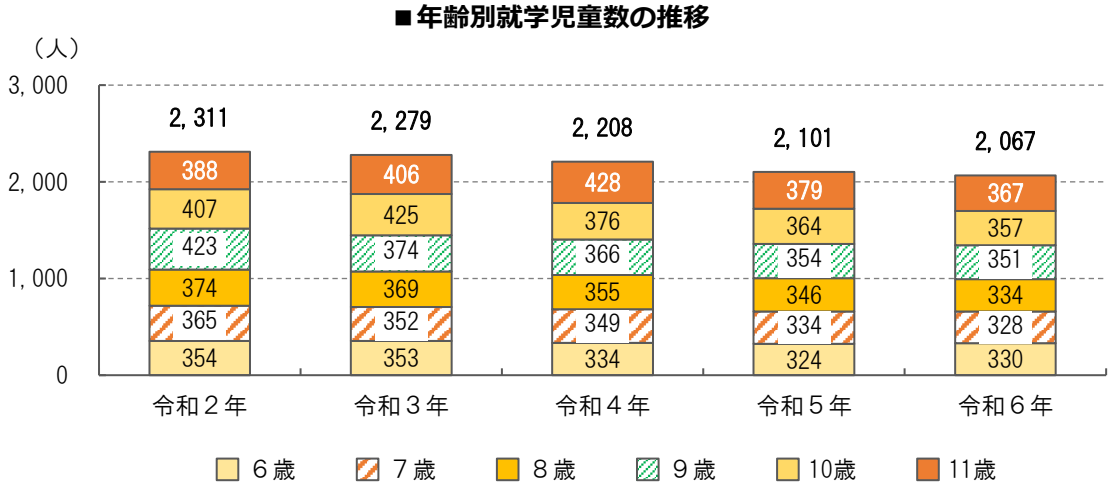

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

2　世帯の状況

（１）一般世帯・核家族世帯の推移

本市の一般世帯数は、平成22（2010）年からの10年間で約13%増加し、令和２（2020）年では17,038世帯となっています。

また、核家族世帯数も平成22（2010）年からの10年間で７%以上増加していますが、一般世帯数の増加割合が大きいため、一般世帯に占める核家族世帯の割合は減少傾向となっています。

■一般世帯・核家族世帯の推移

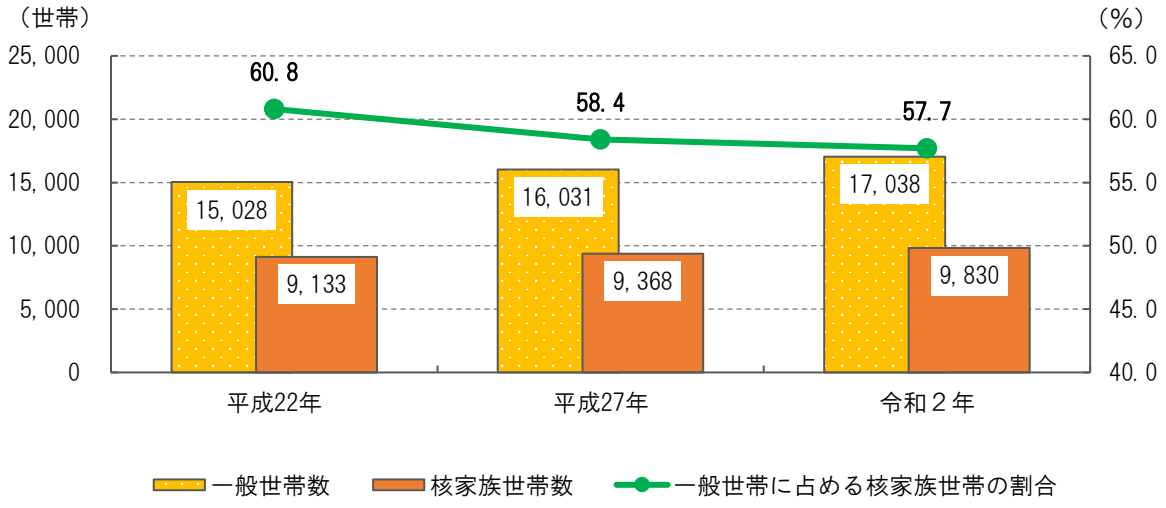

資料：国勢調査

（２）18 歳未満のこどもがいる世帯の推移

本市の18歳未満のこどもがいる一般世帯数は、平成22（2010）年からの10年間で13%以上減少し、令和２（2020）年では3,812世帯となっています。

また、18歳未満のこどもがいる一般世帯に占める核家族世帯の割合は増加しており、令和２（2020）年では82.7%を占めています。

■18歳未満のこどもがいる世帯の推移

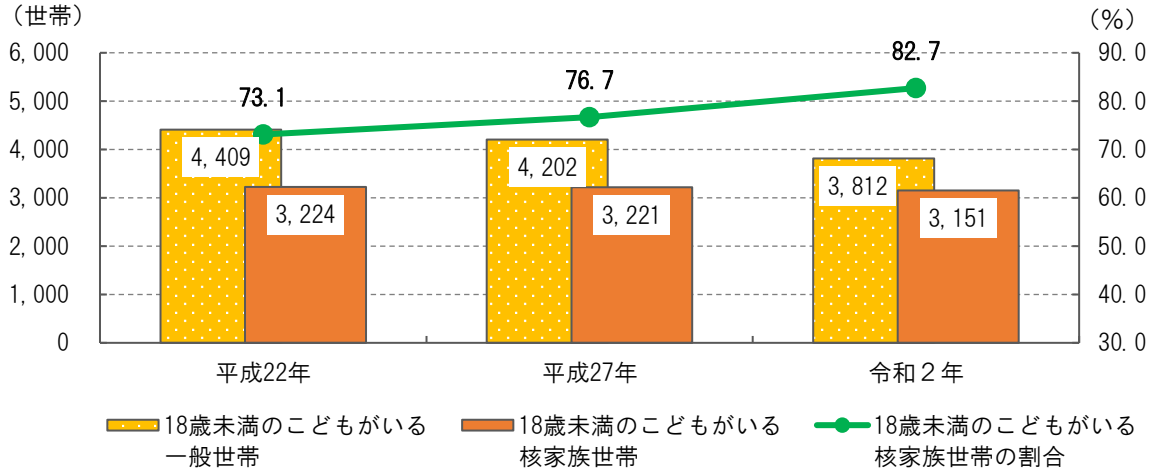

資料：国勢調査

（３）６歳未満のこどもがいる世帯の推移

本市の６歳未満のこどもがいる一般世帯数は、平成22（2010）年からの10年間で23%以上減少し、令和２（2020）年では1,429世帯となっています。

また、６歳未満のこどもがいる一般世帯に占める核家族世帯の割合は増加しており、令和２（2020）年では86.3%を占めています。

■６歳未満のこどもがいる世帯の推移

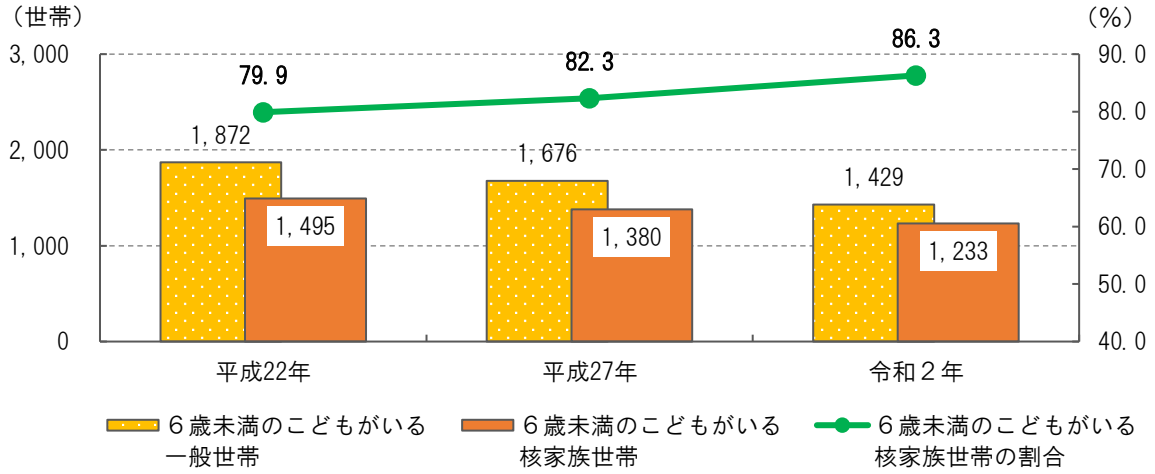

資料：国勢調査

（４）ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満のこどもがいる母子世帯は年々増加しており、令和２（2020）年では276世帯と、平成22（2010）年の２倍以上になっています。

また、18歳未満のこどもがいる父子世帯は、平成22（2010）年から平成27（2015）年では概ね横ばいでしたが、令和２（2020）年は増加し、32世帯となっています。

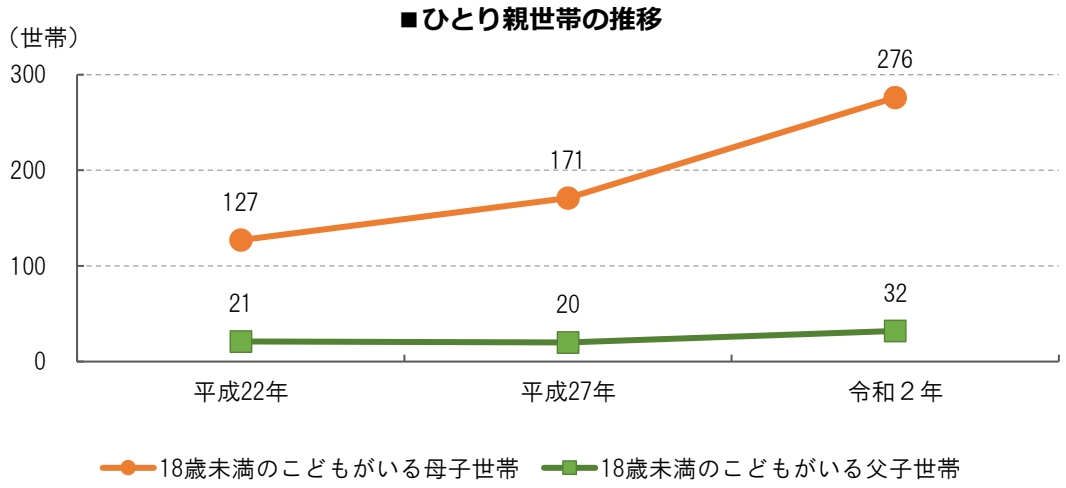

資料：国勢調査

3　出生の状況

（１）出生数の推移

本市の出生数は、緩やかな減少傾向でしたが、令和５（2023）年は大きく減少し、253人となっています。

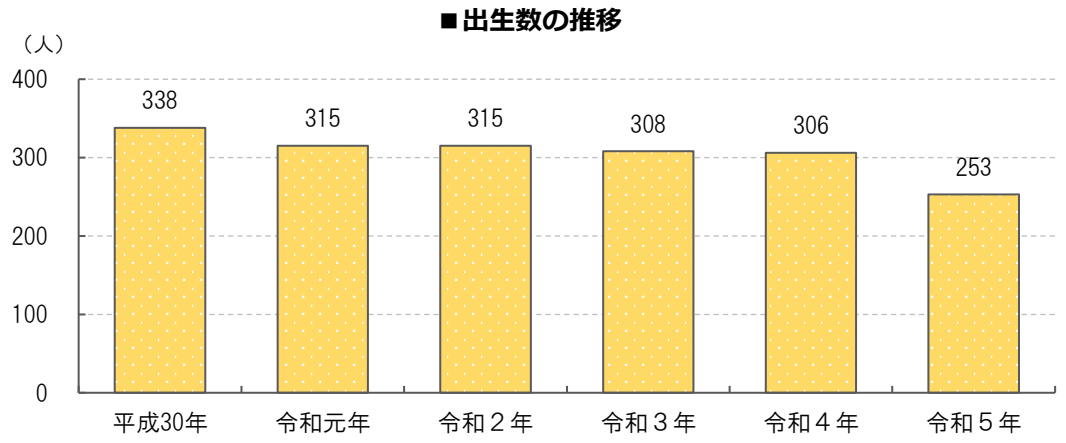

資料：愛知県衛生年報

（２）合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率の推移をみると、令和元（2019）年をピークに減少していますが、令和３（2021）年以降は愛知県や全国に比べ、その減少割合は緩やかなものとなっています。

■合計特殊出生率の推移

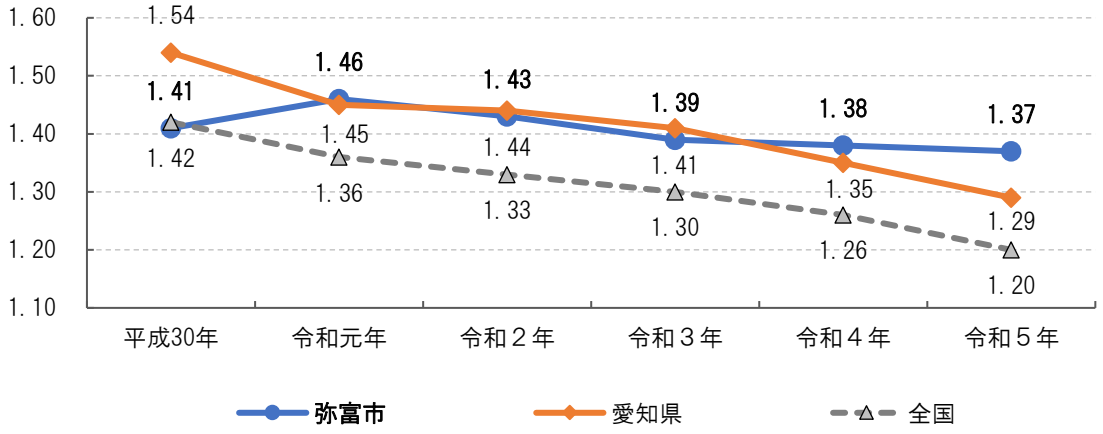

資料：愛知県・全国…厚生労働省人口動態調査
弥富市…各都道府県人口動態統計

（３）母親の年齢（５歳階級）別出生率の推移

本市の母親の年齢（５歳階級）別出生率の平成29（2017）年と令和４（2022）年の比較をみると、両年ともに出生率は30～34歳が最も高いものの、２番目は平成29（2017）年では35～39歳なのに対し、令和４（2022）年は25～29歳となり、平成29（2017）年の出生率より5.3ポイント高くなっています。

■母親の年齢別出生率の推移

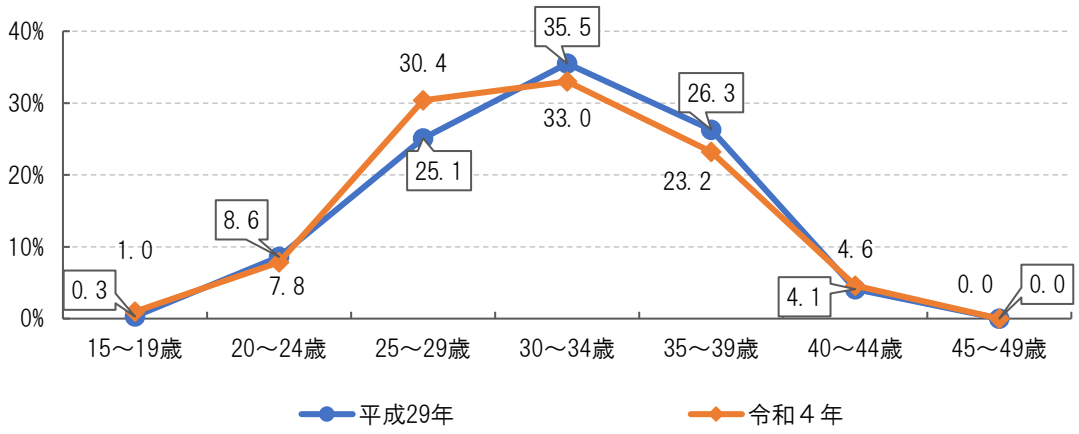

資料：愛知県衛生年報

4 未婚・結婚の状況

（１）年齢別未婚率の推移

本市の年齢別未婚率の平成27（2015）年と令和２（2020）年の比較をみると、20～49歳のすべての年齢区分で令和２（2020）年の未婚率が平成27（2015）年より高く、特に30歳以降は差が大きくなっています。

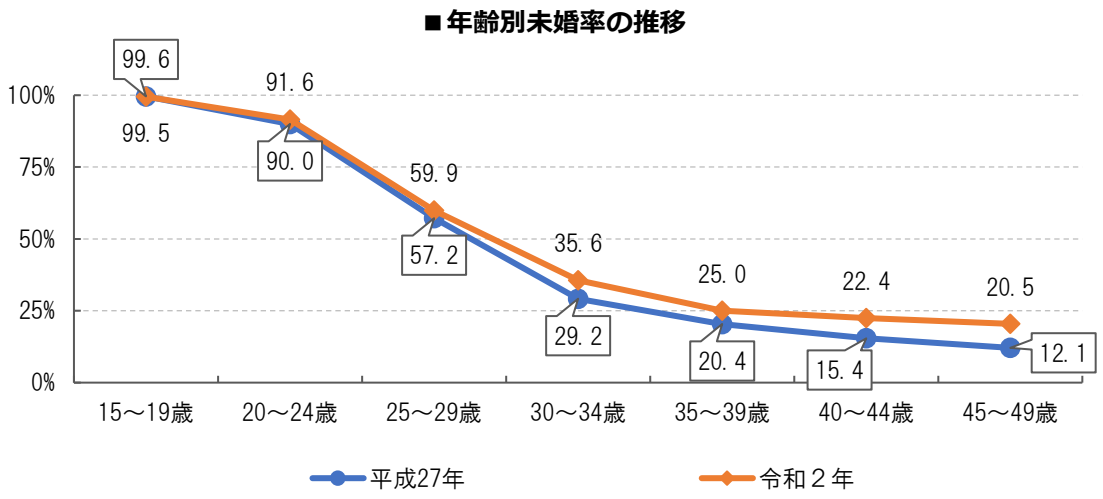

資料：国勢調査

5 就業の状況

（１）女性の年齢別就業率の推移

本市の女性の年齢別就業率をみると、出産・育児期に落ち込み、再び増加するいわゆるM字カーブは緩やかで、大きな落ち込みはありません。

また、ほとんどの年齢区分で平成27（2015）年より令和２（2020）年の就業率が高くなっています。

■女性の年齢別就業率の推移

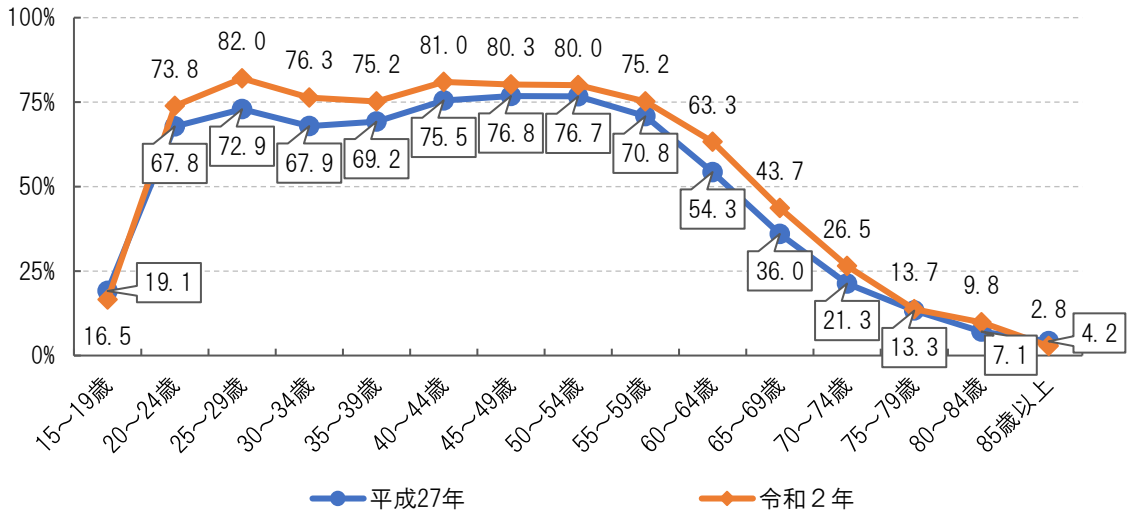

資料：国勢調査

（２）女性の年齢別就業率（国・県比較）

本市の令和２（2020）年の女性の年齢別就業率を全国・愛知県と比較すると、ほとんどの年齢区分で全国、愛知県より高くなっています。

■女性の年齢別就業率（国・県比較）

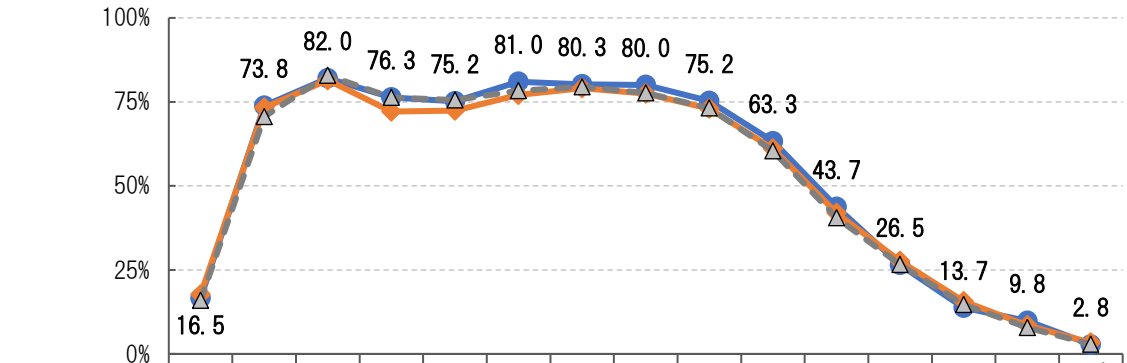

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
弥富市	16. 5	73. 8	82. 0	76. 3	75. 2	81. 0	80. 3	80. 0	75. 2	63. 3	43. 7	26. 5	13. 7	9. 8	2. 8
愛知県	17. 7	73. 2	81. 5	72. 1	72. 4	77. 1	79. 1	77. 4	73. 0	61. 1	41. 9	27. 6	15. 6	8. 5	3. 3
全国	15. 9	70. 6	82. 9	76. 3	75. 6	78. 3	79. 4	77. 7	73. 2	60. 4	40. 5	26. 6	14. 7	7. 8	2. 9

資料：国勢調査（令和２年）

（３）女性の年齢別就業率（未婚・既婚比較）

本市の令和２（2020）年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

■女性の年齢別就業率（未婚・既婚比較）

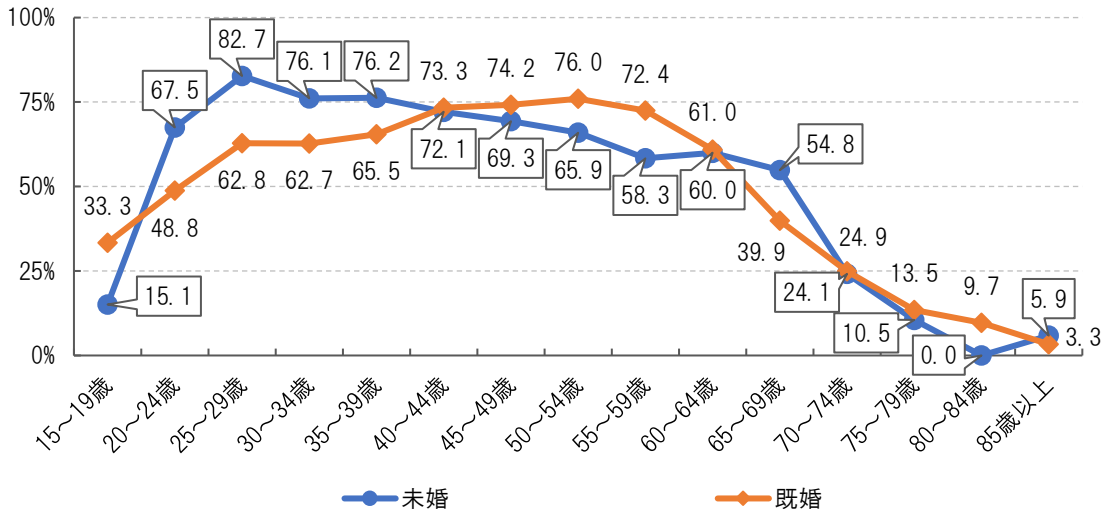

資料：国勢調査（令和２年）

6 教育・保育サービス等の状況

（１）保育所の状況

本市の保育所は９か所あり、定員数は令和５（2023）年度以降1,200人となっています。また、利用者数は概ね900人台で推移し、令和２（2020）年度以降はやや減少しています。

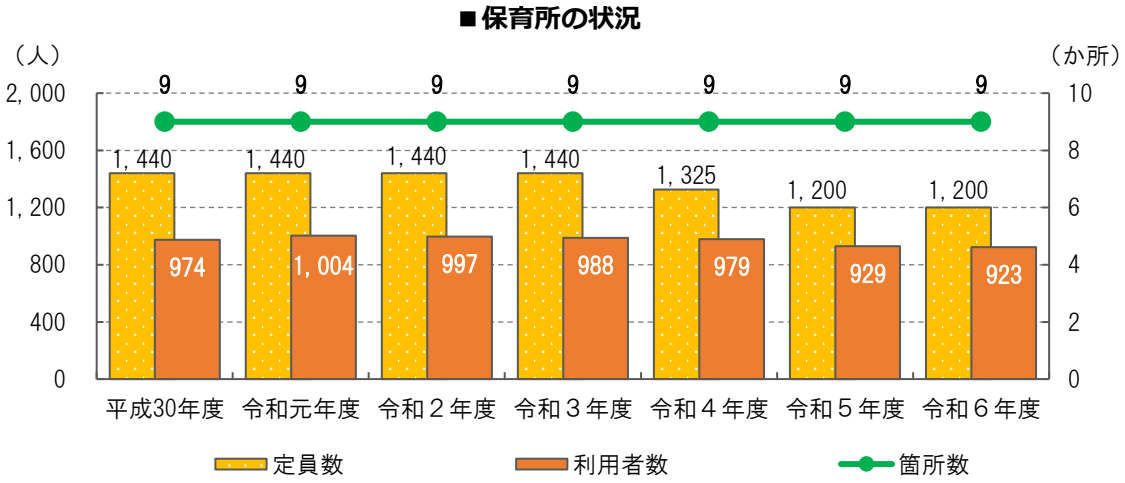

資料：市の統計（各年度５月１日現在）

（２）認定こども園の状況

本市の認定こども園は１か所あり、定員数は令和４（2022）年度以降265人となっています。また、利用者数は概ね230人台で推移しています。

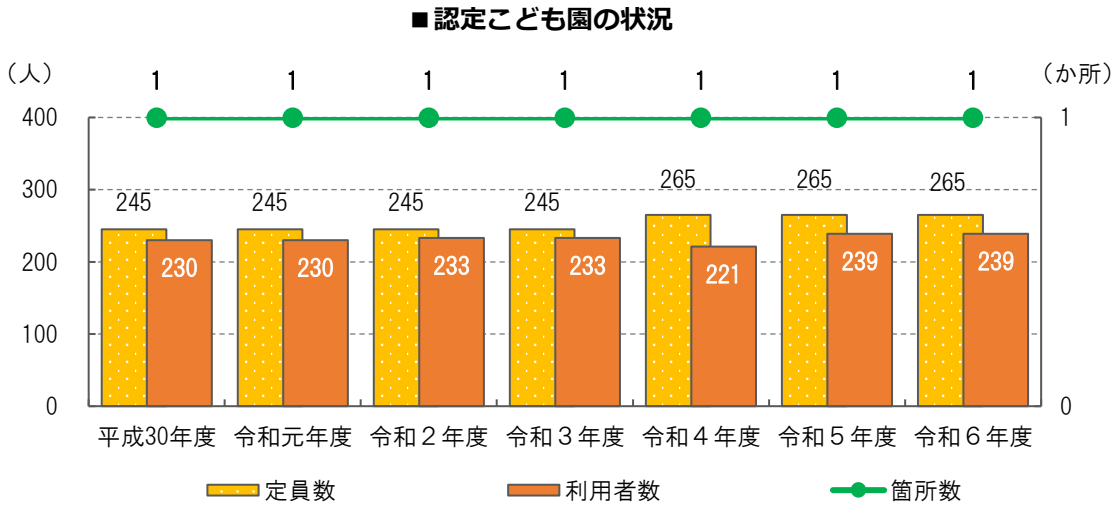

資料：市の統計（各年度５月１日現在）

（３）放課後児童クラブの状況

本市の放課後児童クラブは11か所あり、定員数は令和５（2023）年度以降655人となっています。また、利用者数は令和２（2020）年度の508人をピークにその後はやや減少し、400人台で推移しています。

■放課後児童クラブの状況

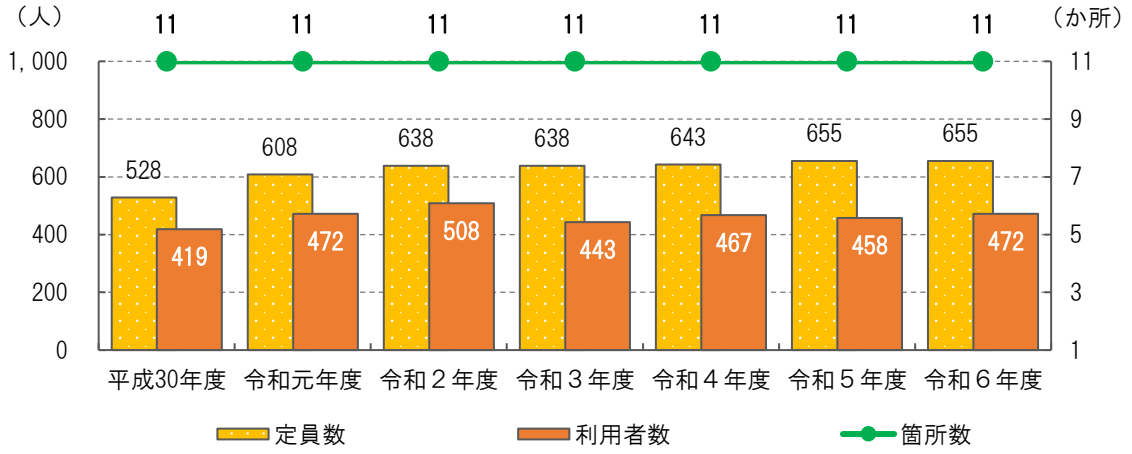

資料：市の統計（各年度４月１日現在）

7　その他の状況

（１）児童虐待通報件数の推移

本市の児童虐待通報件数は増減を繰り返しており、令和５（2023）年度は76件となり前年度より大幅に増加しています。

■児童虐待通報件数の推移

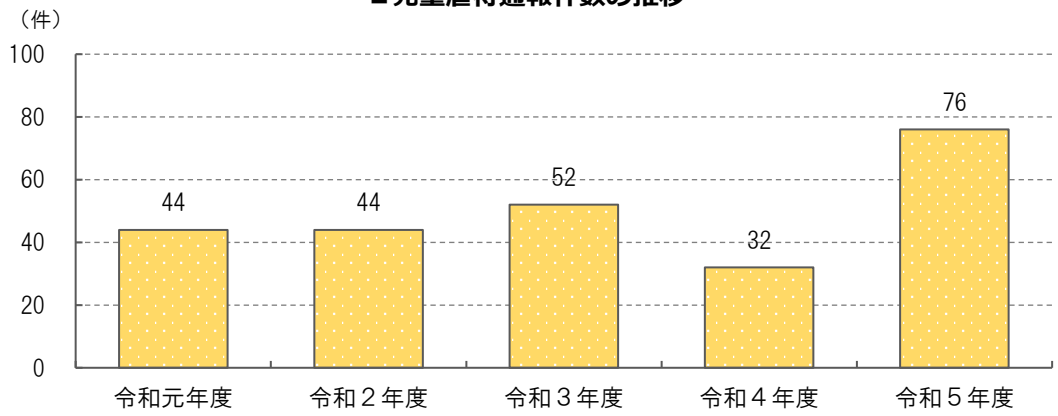

資料：海部福祉相談センター事業概要

（２）児童扶養手当受給者数の推移

本市の児童扶養手当受給対象児童数は減少傾向にあり、400人前後で推移しています。また、受給者数も減少傾向にあり、令和３（2021）年度以降は220人台で推移しています。

■児童扶養手当受給者数の推移

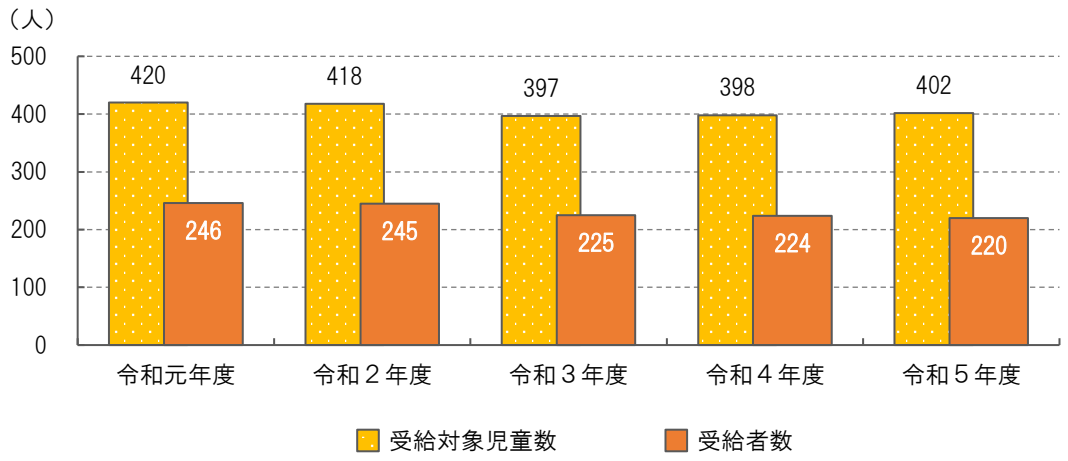

資料：市の統計（各年度３月31日現在）

（３）就学援助認定者数（小学生）の推移

本市の小学生における就学援助認定者数は増減があるものの、200人前後で推移しています。また、申請者に対する認定率は、令和４（2022）年度以降96%台となっています。

■就学援助認定者数（小学生）の推移

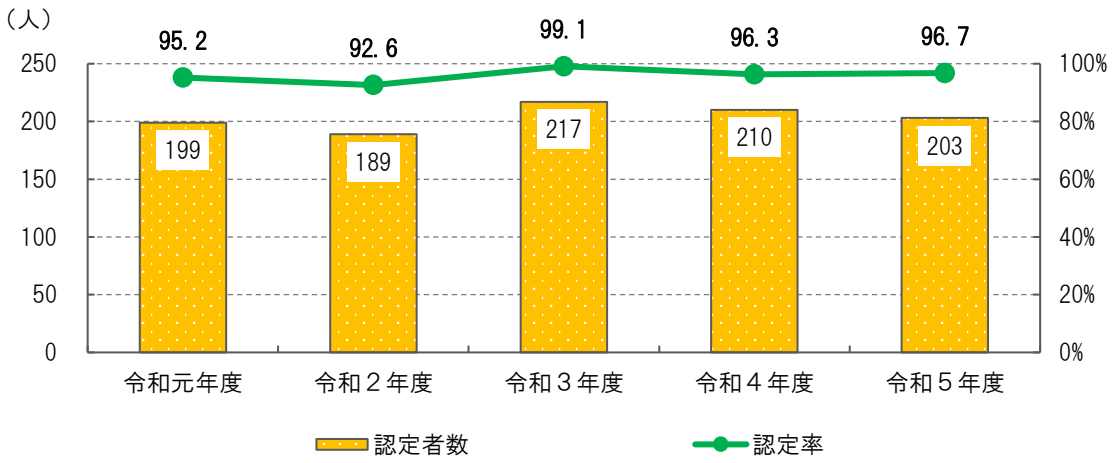

資料：市の統計

（４）就学援助認定者数（中学生）の推移

本市の中学生における就学援助認定者数は増減があるものの、120人前後で推移しています。また、申請者に対する認定率は、令和３（2021）年度までは上昇傾向でしたが、その後は下がり、令和５（2023）年度は92.9%となっています。

■就学援助認定者数（中学生）の推移

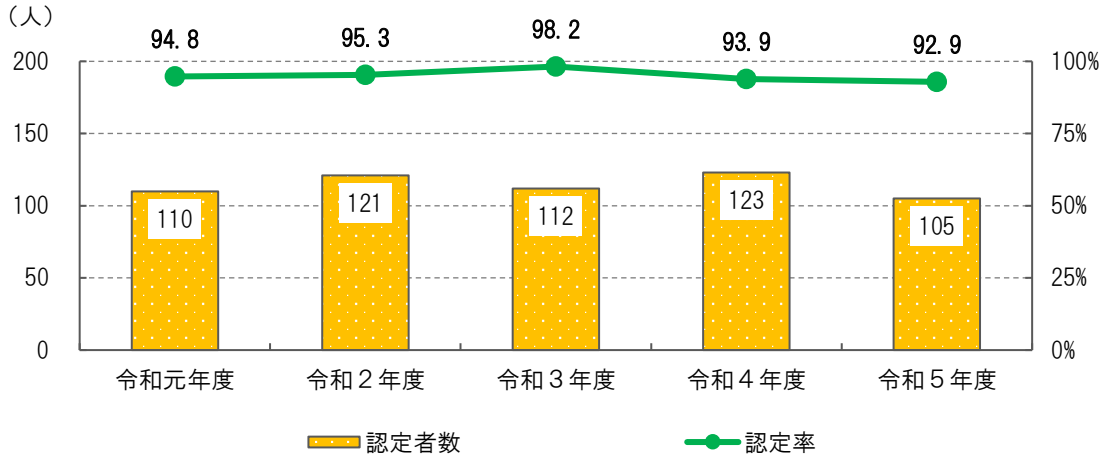

資料：市の統計

（５）要保護児童・生徒数※4の推移

本市の要保護児童数・生徒数は、令和５（2023）年度では小学生が３人、中学生が２人となっています。

■要保護児童・生徒数の推移

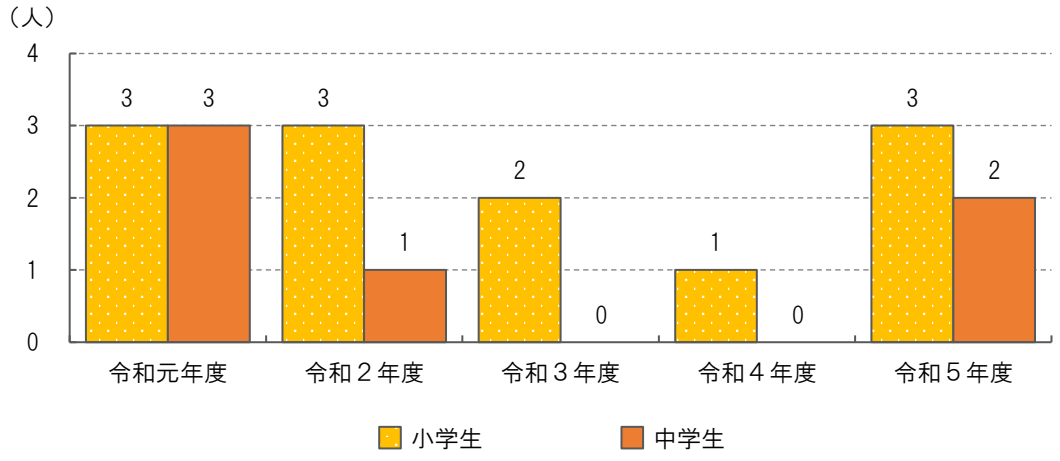

資料：市の統計

※4 保護者がいない又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童･生徒の数

（６）いじめ※5認知件数の推移

本市のいじめ認知件数をみると、令和２（2020）～３（2021）年度は減少したものの、令和４（2022）年度以降は大きく増加し、令和５（2023）年度は139件が確認されています。

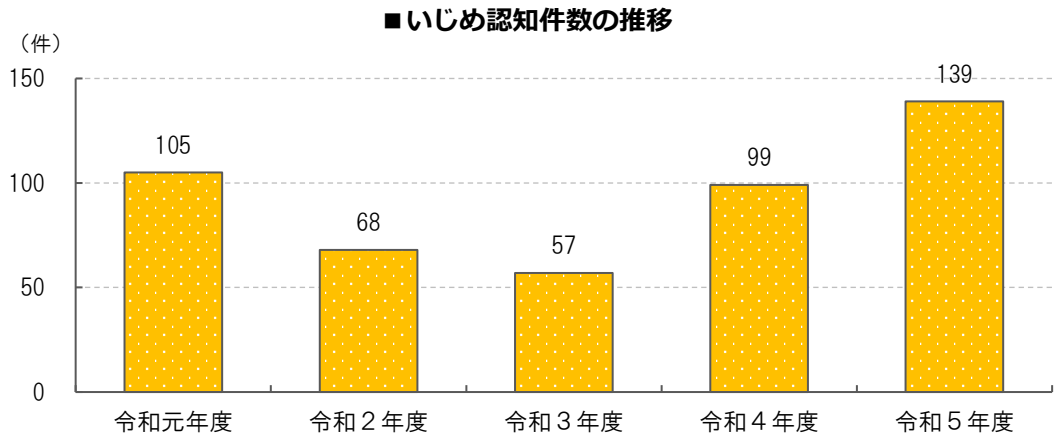

資料：市の統計

（７）不登校児童・生徒※6数の推移

本市の不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、令和５（2023）年度では小学生が57人、中学生が83人となっています。

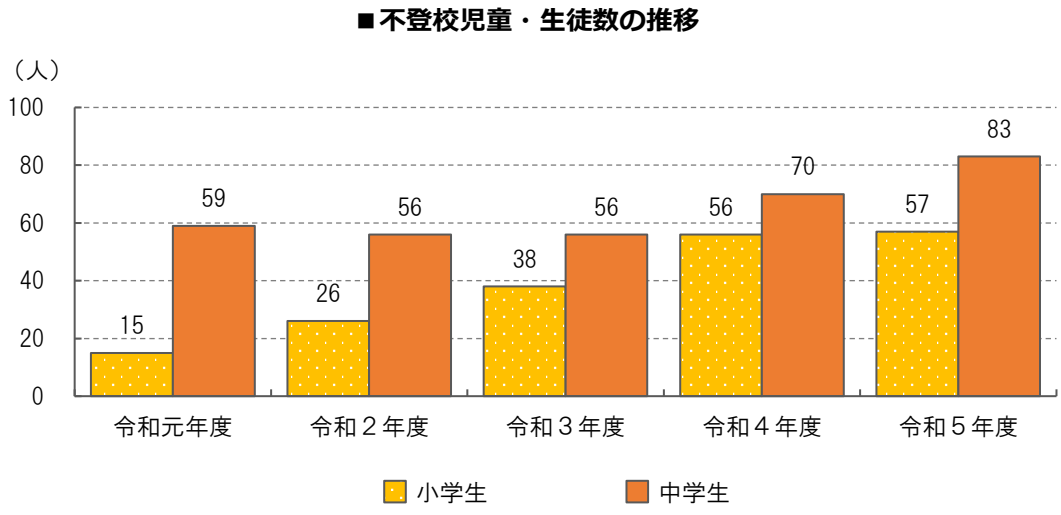

資料：市の統計

※5 当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、心身の苦痛を感じていること。
※6 何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの

8 アンケート調査結果からみえる現状

（１）就学前児童・小学生の保護者へのアンケート

①　主な養育者の状況

○主な養育者は、就学前児童・小学生ともに「父母ともに」（60.3%・55.4%）が最も多く、次いで、「主に母親」（37.8%・44.0%）となっています。

■主な養育者

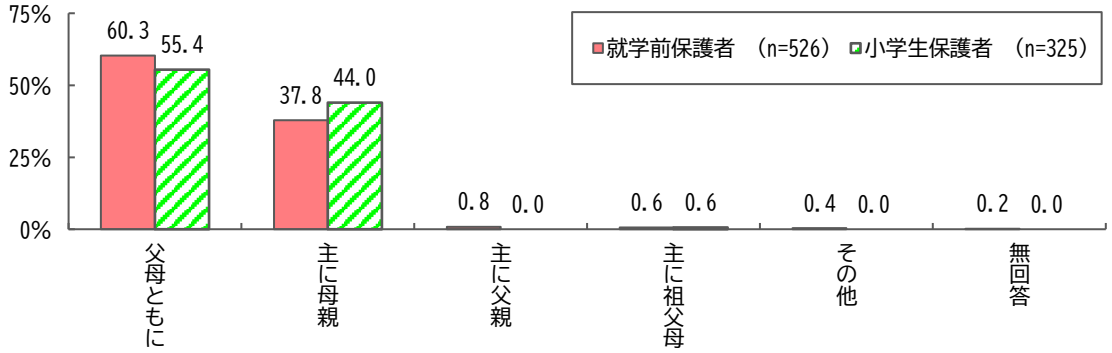

②　こどもをみてもらえる親族・知人の有無

○こどもをみてもらえる状況については、就学前児童・小学生ともに「緊急時や用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」（59.1%・57.2%）が最も多くなっています。一方、「みてもらえる人はいない」は、就学前児童では14.4%、小学生では16.9%となっています。

■こどもをみてもらえる人

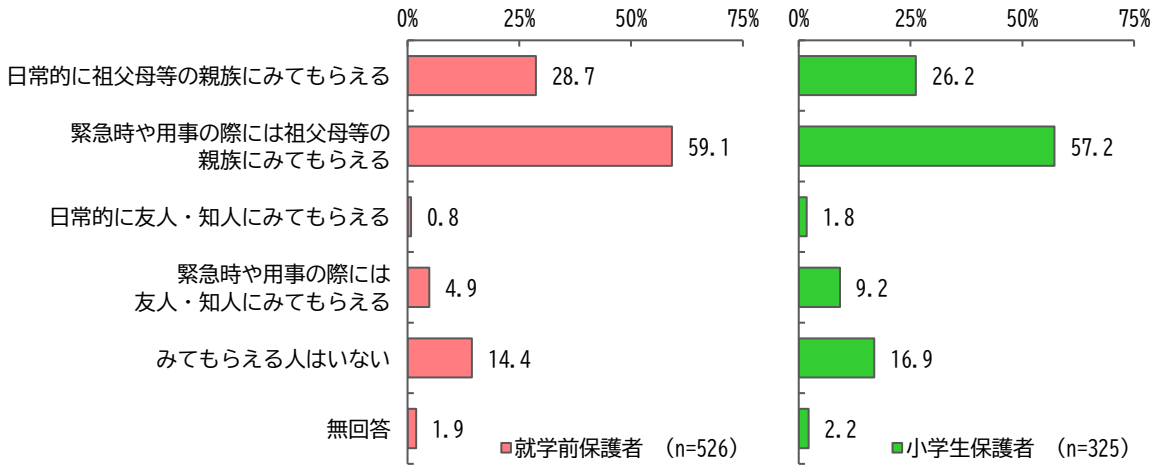

③　相談相手・場所の有無

○子育てや教育についての気軽な相談相手・場所の有無をみると、就学前児童では、「いる／ある」が90.7%、「いない／ない」が4.9%となっています。
○小学生では、「いる／ある」が89.8%、「いない／ない」が8.6%となっています。

■相談相手・場所の有無

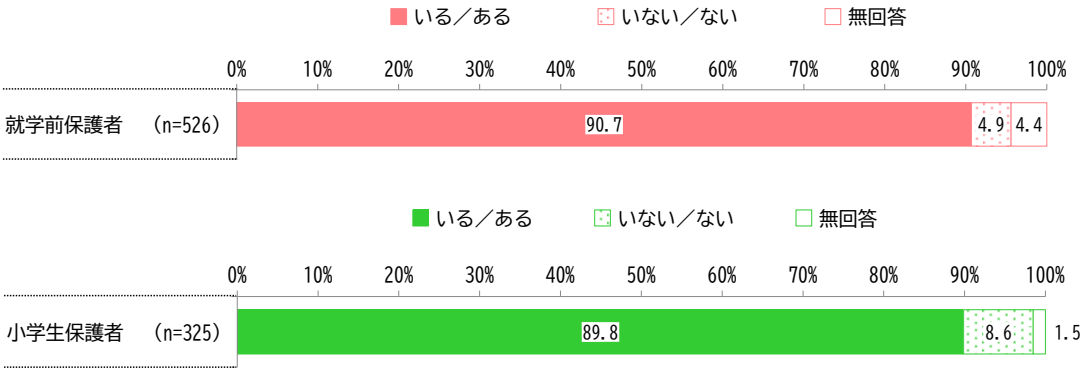

④　母親の就労状況

○就学前児童の母親の就労状況は、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が32.9%で最も多く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が24.1%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が19.4%となっています。
○フルタイム及びパート・アルバイト等で就労している母親は78.1%となり、前回調査より14.4ポイント増加しています。

就学前保護者

■母親の就労状況

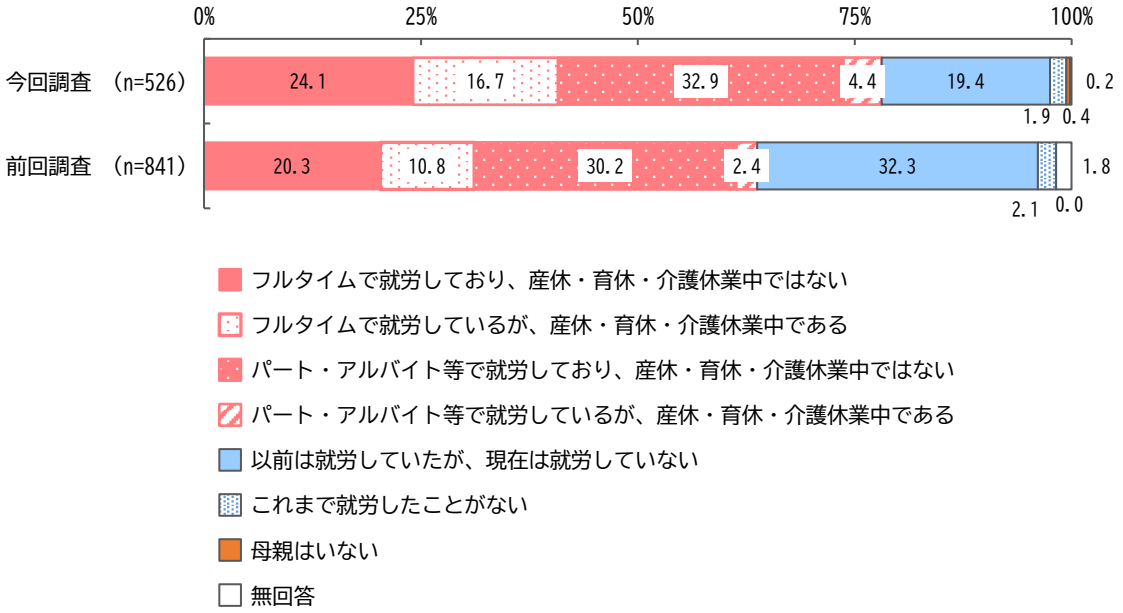

⑤　就労していない母親の今後の就労意向

○就学前児童の母親の今後の就労意向は、「１年より先、一番下の子どもが（　）歳になったころに就労したい」が35.7%、「すぐにでも、又は１年以内に就労したい」が25.9%となっています。

○前回調査との比較をみると、「すぐにでも、又は１年以内に就労したい」は6.2ポイント増加しています。

○「１年より先、一番下の子どもが（　）歳になったころに就労したい」と回答した方が、就労したい時期の一番下の子どもの年齢は、「３歳」が27.5%で最も多く、次いで「７歳以上」が17.5%、「２歳」「４歳」「６歳」が12.5%となっています。

就学前保護者

■今後の就労意向

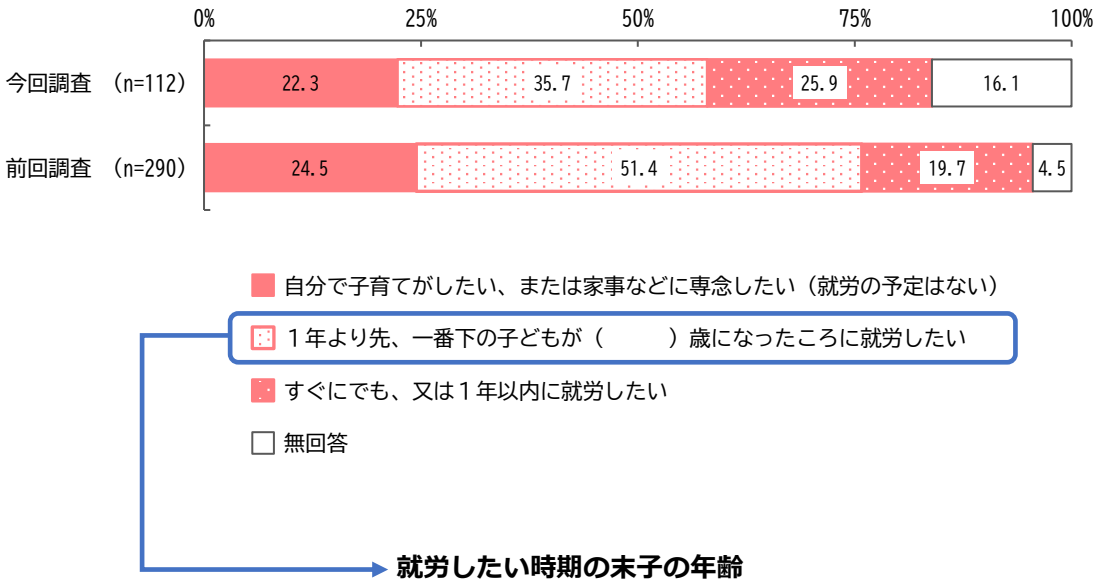

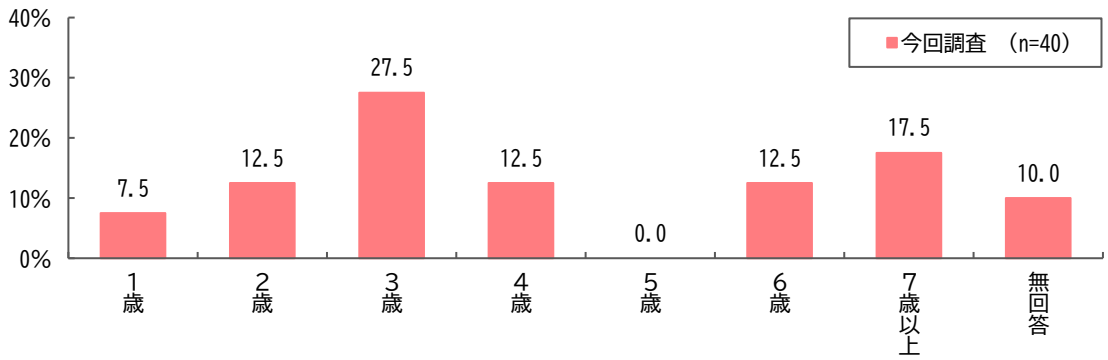

⑥　幼稚園や保育所等の利用について

○平日に定期利用している施設・サービスについては、「保育所」が48.9%で最も多く、次いで「いずれも利用していない」が27.9%となっています。
○前回調査との比較をみると、「いずれも利用していない」は3.8ポイント減少しています。

就学前保護者

■平日の定期利用施設・サービス

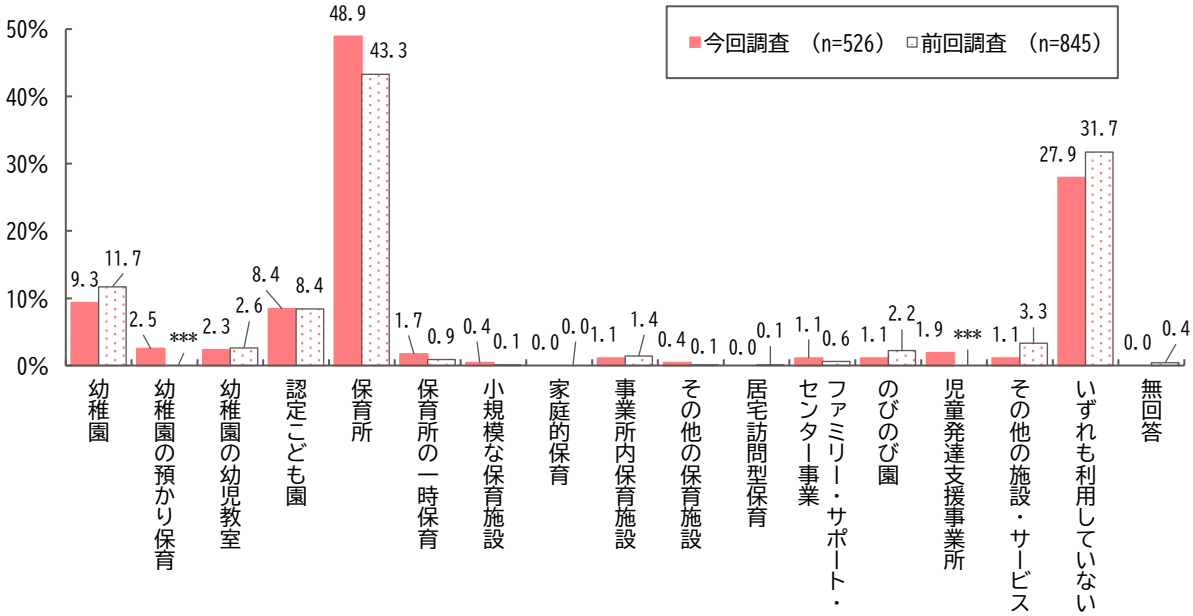

※前回調査の回答選択肢に「幼稚園の預かり保育」「児童発達支援事業所」はありません。

⑦　希望通りにサービスを利用できたかについて

○希望どおりの時期・施設・サービスを利用できたかについては、「利用できた」が85.0%で最も多く、次いで「利用できなかった」が7.4%、「育児休業を切り上げるなどして調整して利用できた」が5.8%となっています。

■希望どおりに施設・サービスを利用できたか

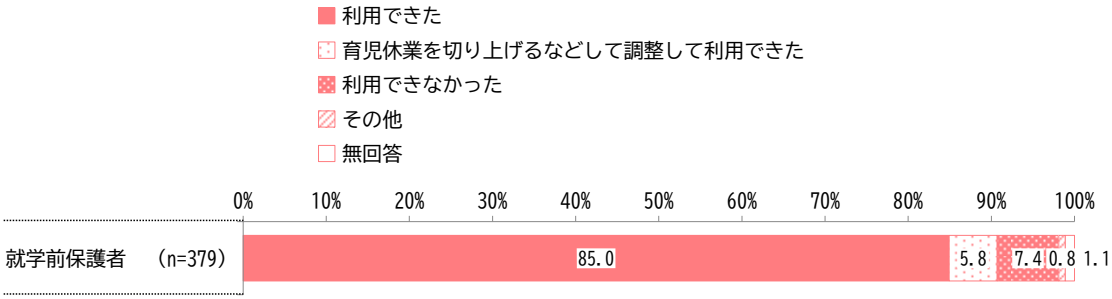

⑧　幼稚園や保育所等を利用していない理由

○平日に幼稚園や保育所などを利用していない理由については、「子どもがまだ小さいため」が33.3%で最も多く、次いで「利用する必要がない」が32.7%、「利用したいが、施設・サービスに空きがない」が12.2%となっています。

○「子どもがまだ小さいため」と回答した方が、幼稚園や保育所等を利用し始めたい年齢は、「１歳」が44.9%で最も多く、次いで「３歳」が26.5%、「２歳」が16.3%となっています。

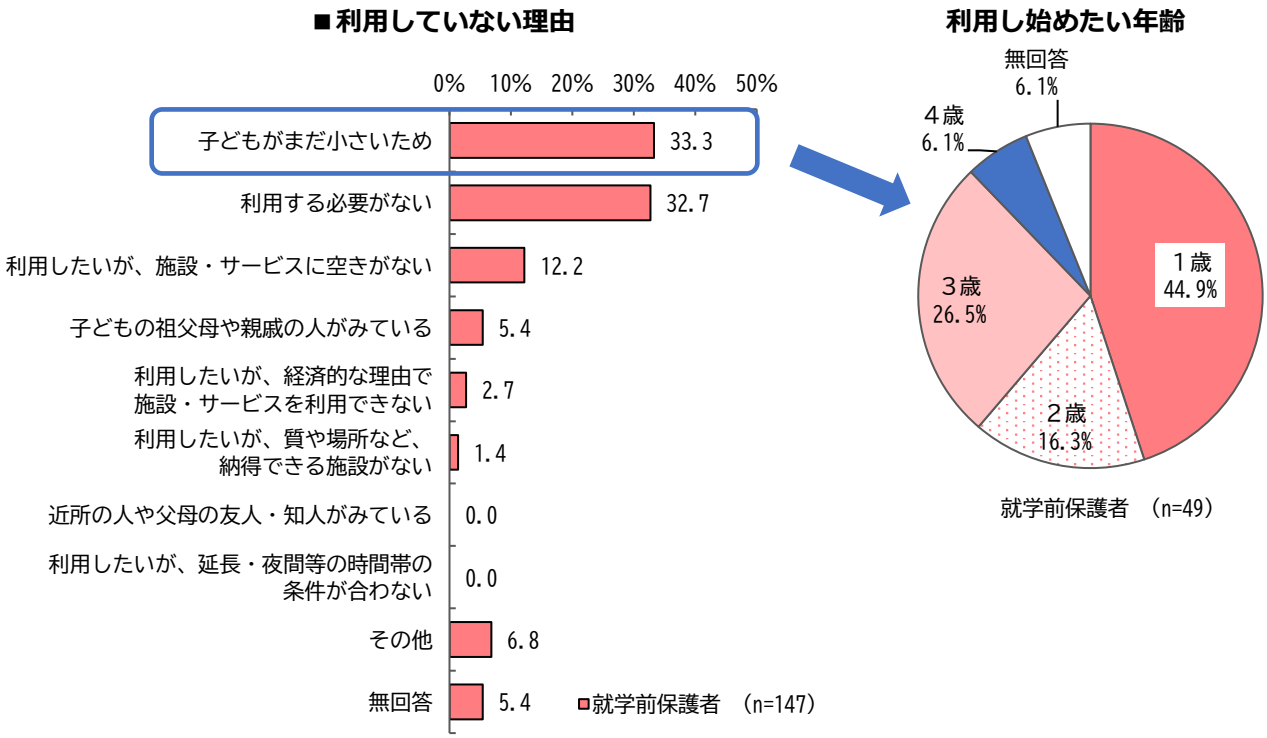

⑨　平日に定期利用したい施設・サービス

○平日に定期利用を続けたい、新たに利用したいものについては、「保育所」が68.1%で最も多く、次いで「認定こども園」が22.1%、「幼稚園」が20.5%となっています。
○前回調査との比較をみると、大きな変化はないものの、「認定こども園」や「保育所」の利用希望が増加しています。

就学前保護者

■平日に定期利用したい施設・サービス

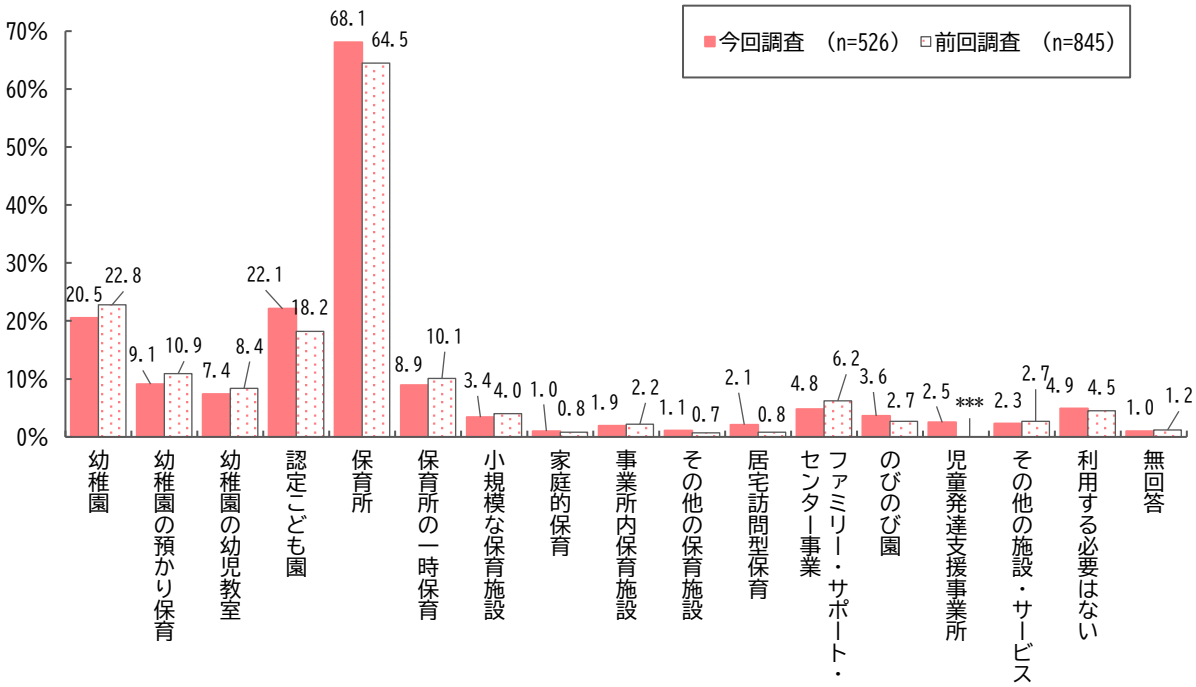

※前回調査の回答選択肢に「児童発達支援事業所」はありません。

⑩　放課後の過ごし方の希望

○就学前児童の保護者が、低学年時期に希望する放課後の過ごし方をみると、「児童クラブ」が46.5%で最も多く、次いで「自宅」が43.3%、「習い事・塾・スポーツクラブ」が29.1%となっています。
一方、高学年時期に希望する放課後の過ごし方は、「自宅」が60.6%で最も多く、次いで「習い事・塾・スポーツクラブ」が36.2%、「児童クラブ」が23.6%となっています。
○小学生の保護者が、低学年時期に希望する放課後の過ごし方をみると、「自宅」が66.7%で最も多く、次いで「習い事・塾・スポーツクラブ」が41.5%、「児童クラブ」が38.8%となっています。
一方、高学年時期に希望する放課後の過ごし方は、「自宅」が78.2%で最も多く、次いで「習い事・塾・スポーツクラブ」が50.8%、「児童館」が19.4%となっています。

■放課後を過ごさせたい場所

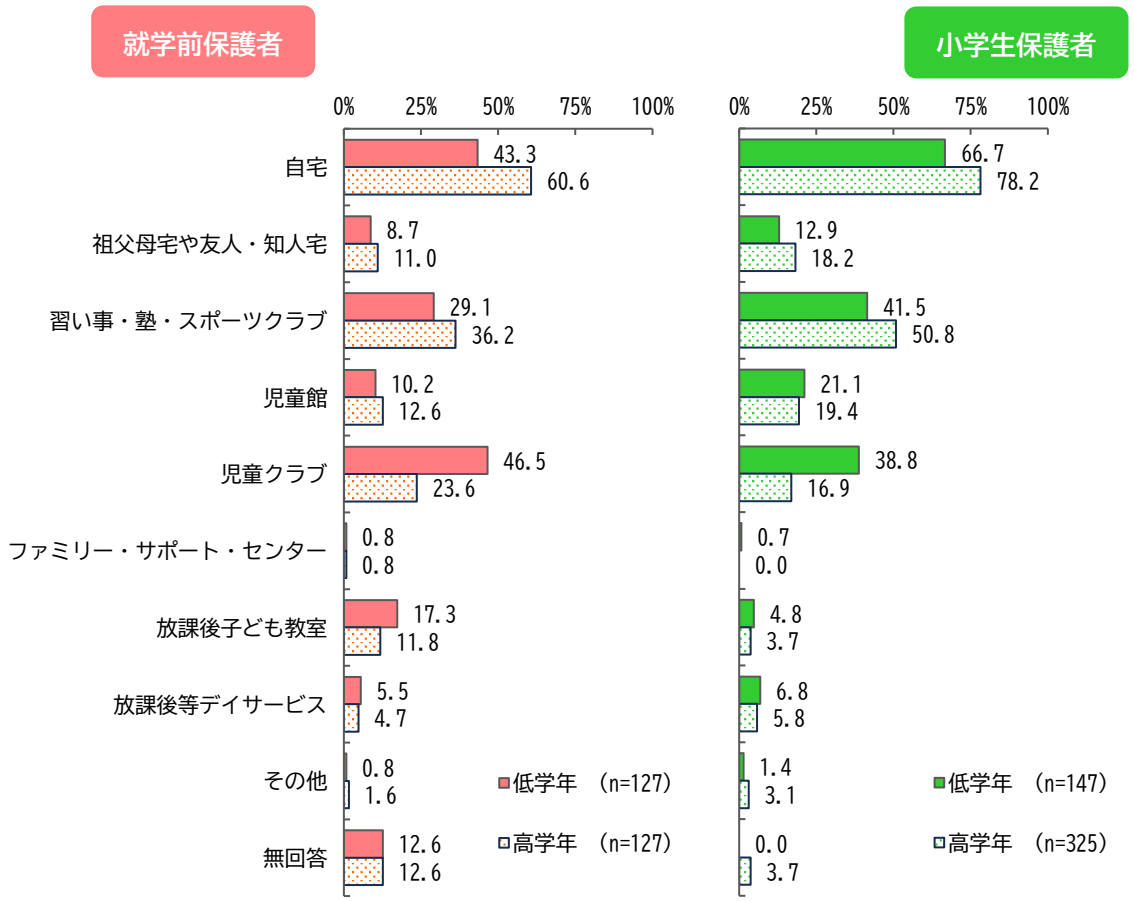

（２）中学生の保護者へのアンケート

①　現在の暮らしの状況

○現在の暮らしの状況については、「ふつう」が60.5%で最も多く、次いで「苦しい」が22.4%、「ゆとりがある」が9.5%となっています。

■現在の暮らしの状況

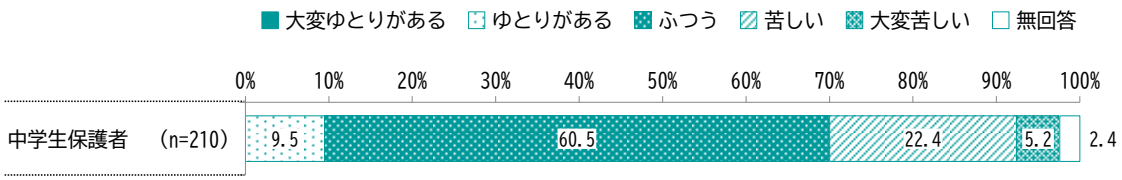

② 相談相手・場所の有無

○子育てや教育についての気軽な相談相手・場所の有無は、「いる／ある」が89.5%、「いない／ない」が10.0%となっています。

○相談先については、「配偶者（夫又は妻）」が73.4%で最も多く、次いで「父母（子どもの祖父母）」が64.9%、「子育て中の仲間」が61.7%となっています。

■相談相手・場所の有無

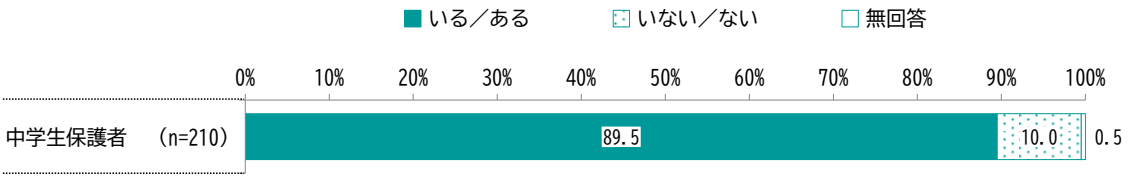

■相談先

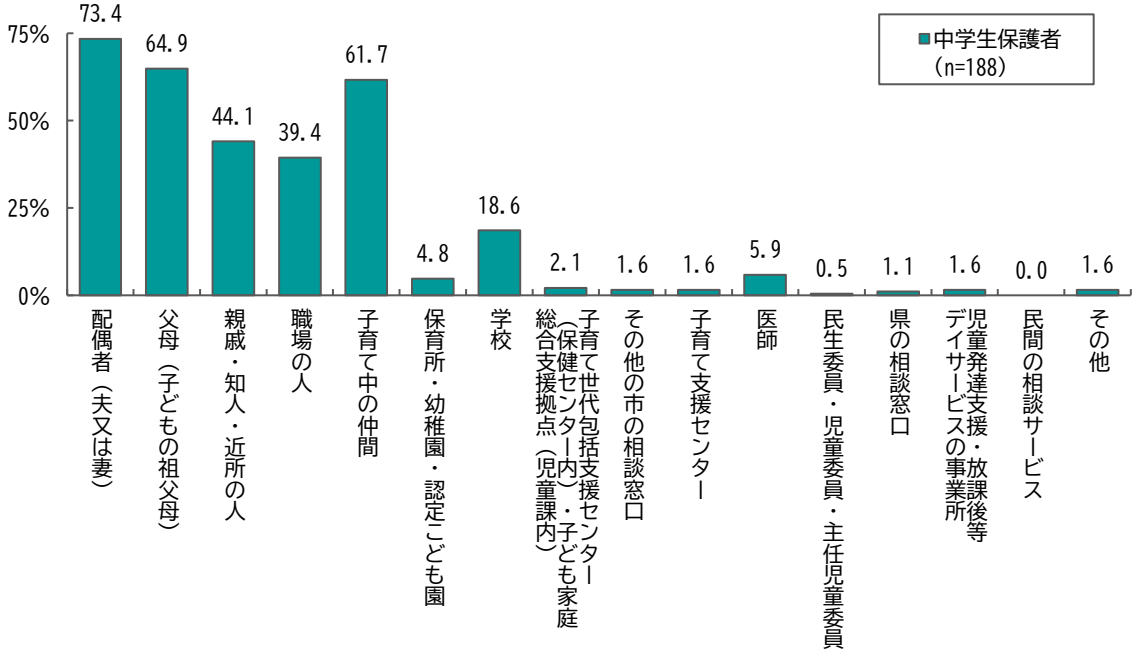

③　こどもの進学について

○将来の進学については、「大学卒以上（短期大学・５年制の高等専門学校を含む）」が55.7%で最も多く、次いで「わからない」が18.1%、「高校卒業」が16.7%となっています。

■将来の進学

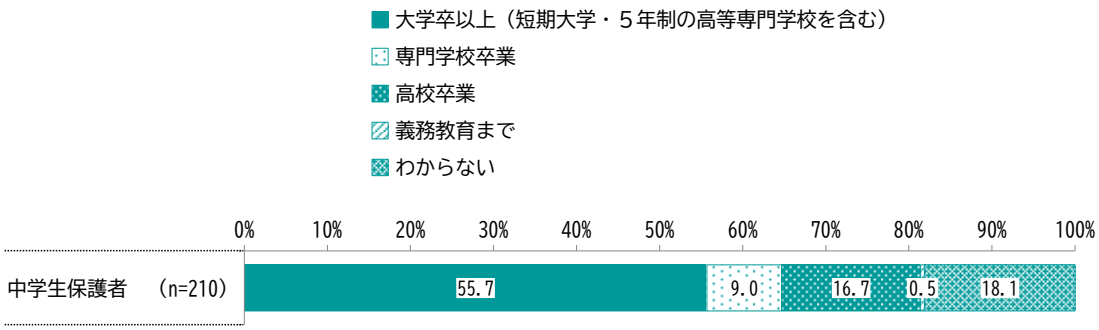

【小学校５年生・中学校２年生へのアンケートより】

○希望する進学先については、「大学・大学院まで」が43.6%で最も多く、次いで「まだわからない・答えたくない」が26.7%、「高校まで」が14.6%となっています。

■希望進学先

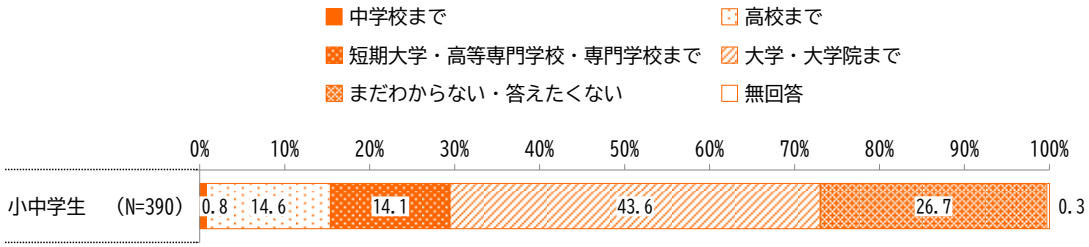

※将来の進学について、親と子で大きなかい離はない結果となっています。

注）小学校５年生・中学校２年生へのアンケートは、全数調査のため回答数は「母集団のサイズ（Population Size）」を表すNとなっています。
それ以外のアンケートは抽出調査のため、「サンプルサイズ（Sample Size）」を表す n となっています。

（３）小学校５年生・中学校２年生へのアンケート

①　お世話をしている家族について

○自分が中心となってお世話をしている家族の有無については、「いない」が87.4%、「いる」が12.3%となっています。

○お世話をしている人については、「きょうだい」が56.3%で最も多く、次いで「おかあさん」が54.2%、「おとうさん」が29.2%となっています。

○お世話のために困っていることについては、「困っていることはない」が66.7%で最も多く、次いで「ひとりで遊んだりのんびりする時間が少ない」が12.5%、「友達と遊ぶ時間が少ない」が10.4%となっています。

■お世話をしている家族の有無

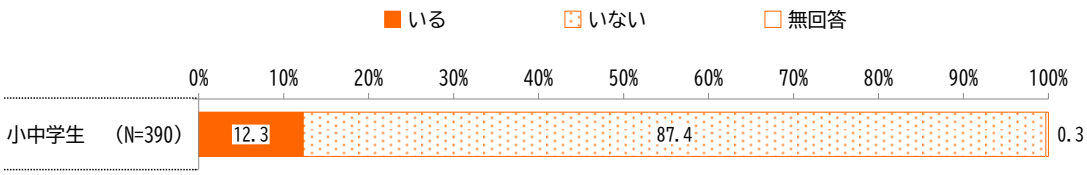

■お世話をしている人

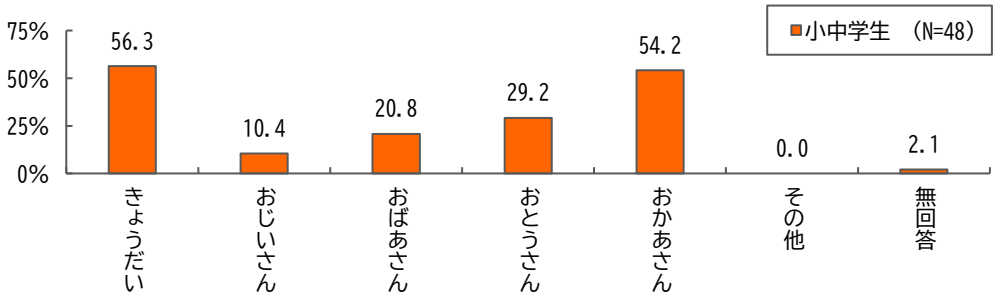

■お世話のために困っていること

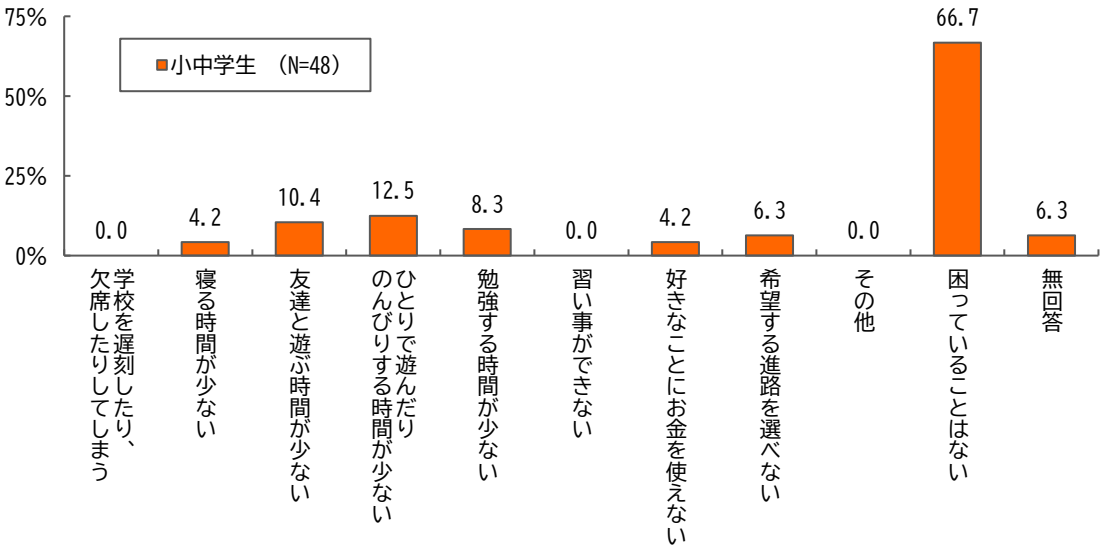

②　最近の生活の満足度

○最近の生活の満足度については、「１０」が25.4%で最も多く、次いで「８」が19.5%、「７」が18.2%となっています。

■最近の生活の満足度

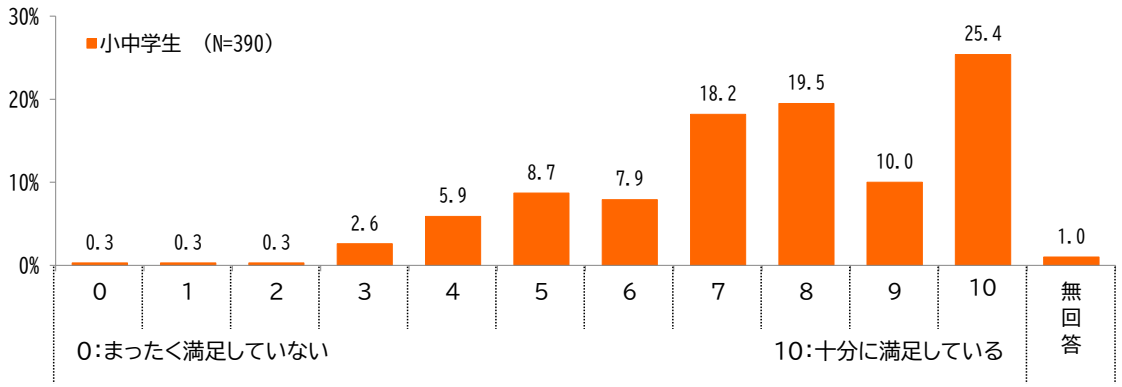

（４）15 歳から 39 歳の若者へのアンケート

①　現在の暮らしの状況

○現在の暮らしの経済的な状況は、「ふつう」が53.2%で最も多く、次いで「やや苦しい」が20.3%、「ややゆとりがある」が19.0%となっています。

■現在の暮らしの状況

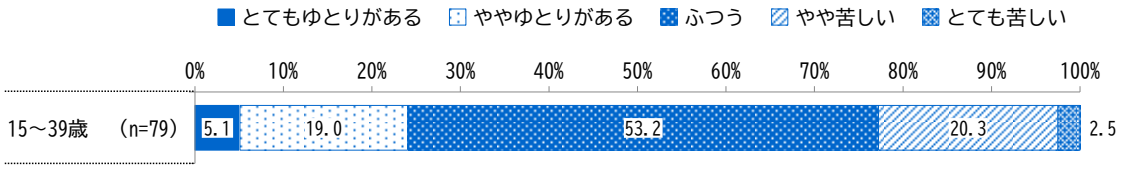

②　居場所（ほっとできる場所、居心地のいい場所など）について

○「あてはまる」と「どちらかといえば、あてはまる」を合わせた『あてはまる』層では、『(1)自分の部屋』が88.7%で最も多く、次いで『(2)家庭（親せきの家を含む)』が83.5%、『(3)学校・職場』が58.2%となっています。

○「どちらかといえば、あてはまらない」と「あてはまらない」を合わせた『あてはまらない』層では、『(5)インターネット空間』が57.0%で最も多く、次いで『(4)地域（現在住んでいる場所やその周辺の施設など)』が39.3%、『(3)学校・職場』が36.7%となっています。

■あなたにとっての居場所

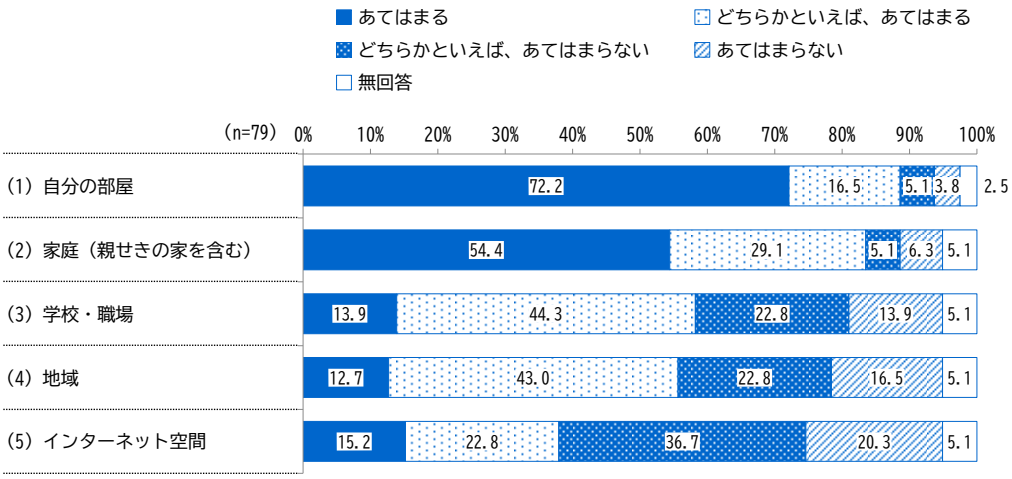

③　弥富市に取り組んでほしい子ども・若者への支援

○弥富市に取り組んでほしい子ども・若者への支援については、「生活が苦しい子どもや家庭を支援する」が51.9%で最も多く、次いで「若者が就職したり、働き続けられるよう取り組む」が44.3%、「虐待を受けている人、虐待を受けたことのある人を支援する」が38.0%となっています。

■取り組んでほしい支援

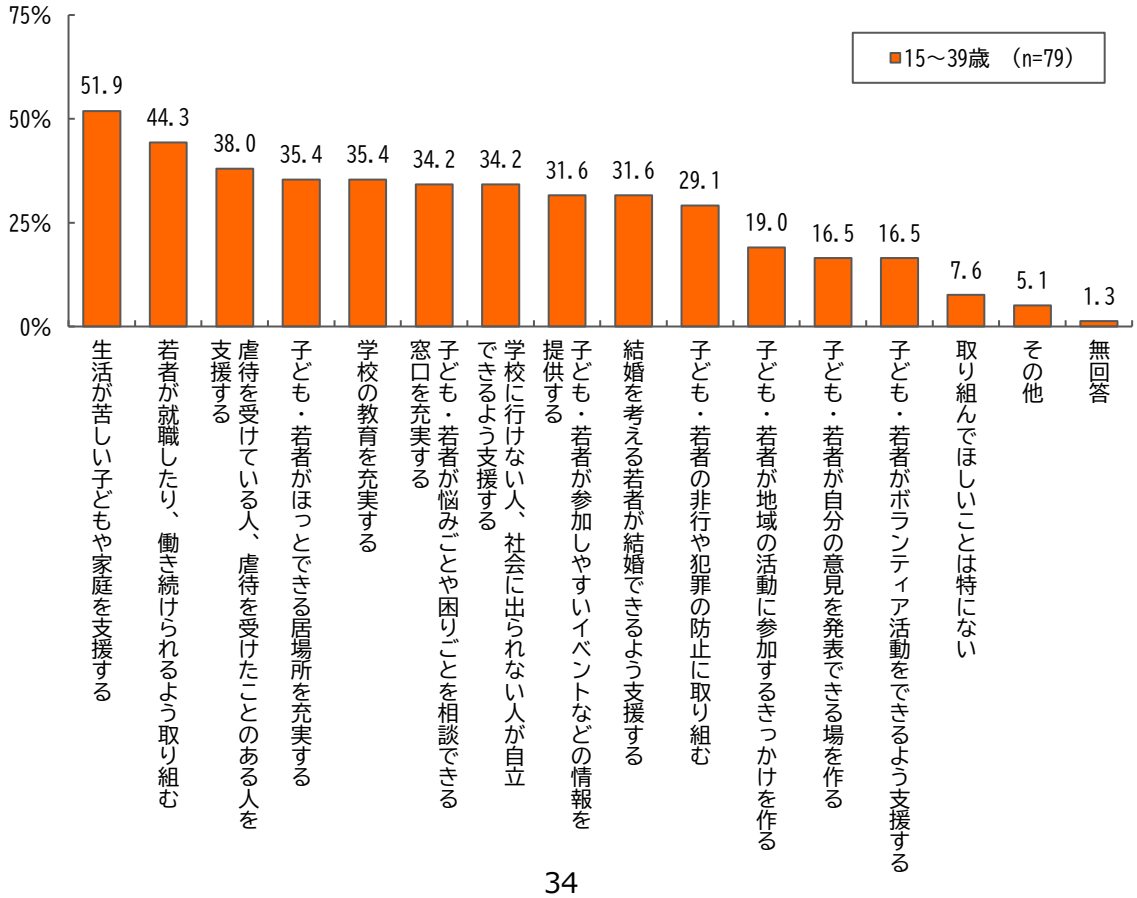

9　弥富市を取り巻く課題

本市のこども・若者、子育て環境を取り巻く現状と子育て施策に対する市民からのアンケート等を踏まえ、次の内容を本市の課題と捉え、施策の展開を図っていきます。

（１）子育て環境の充実

▶多くの家庭では、こどもをみてもらえる親族・知人がおり、孤立する可能性のある家庭は少ないものの、ひとり親家庭や日常的にワンオペの家庭が一定数いることから、リスク家庭の把握を行うとともに、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、切れ目ない支援を行う体制の充実が必要です。

▶近年、女性の就業率は増加傾向にあります。アンケート調査結果では、就労している就学前児童の母親は約８割と高く、加えて、就労していない母親のうち「すぐにでも、又は１年以内に就労したい」方が３割近くおり、母親の就労意向が高まっています。
このことから、保護者が希望する時期に就労できるよう、ニーズに即した教育・保育事業の提供体制の確保と放課後児童クラブの柔軟な受け入れ体制の整備が必要です。

▶アンケート調査結果では、約７割が幼稚園や保育所等を定期利用しており、未利用者でもこどもが１歳になったら利用したい意向が多くなっています。
母親の就労意向の増加等を背景に、保育サービスに対するニーズはますます増加していくと考えられることから、安心して子育てができるよう、子ども・子育て支援事業の提供体制の一層の充実を図る必要があります。

（２）配慮が必要なこどもや子育て家庭への支援

▶アンケート調査結果では、小中学生の１割強が家族のお世話をしています。その大半は「お世話のために困っていること」はないとしていますが、学業や友人関係等に支障が出てしまうリスクがあるこどもが一定数いることから、早期に発見し、必要な支援につなげることができるよう、支援体制を強化する必要があります。

▶小中学生の「周りの大人に対して言いたいこと」では、“母子家庭だが、母が昼夜問わず働き所得があるため、支援を受けていないが生活が楽なわけではない。母は病院代も節約している。一生懸命働いてくれている母を、市はなぜ助けてくれないのか。私といる時間も少ないので、もっと母と過ごす時間が増えると良いなと思っている。”との意見もあり、制度の狭間の「見えないニーズ」に支援を届けることが課題となっています。従って、個々のニーズに寄り添った形の支援が必要となります。

（３）経済的な支援の充実

▶アンケート調査結果では、現在の暮らしの状況が“苦しい”と回答した中学生の保護者は３割弱、15～39歳の若者では２割強となっています。また、各アンケート調査の結果でも経済的支援を望む回答が多くありました。
このことから、特に支援を必要とする家庭のみならず、すべての家庭へ支援が行き届く対策が必要です。併せて、家庭の経済状況によって、すべてのこどもが進学のチャンスを失うことがないよう、必要な支援体制を整備する必要があります。

（４）こども・若者の視点に立った居場所づくり

▶アンケート調査結果では、15～39歳の８割以上が「自分の部屋」や「家庭」をほっとできる場所、居心地のいい場所としています。
また、小中学生の「周りの大人に対して言いたいこと」では、「室内の公園」、「大きい公園」、「宿題を静かにできる場所」が求められています。

▶15～39歳の調査より、“学校にも家庭にも居場所、安心できる場所がないと話す生徒が多いため、過ごしやすいような学校、家庭づくりはもちろんだが、それ以外の場（サードプレイス）があると良いなと思う。（教育関係者）”との意見がありました。
家庭などに安心できる場所がないこども・若者が、いつでも気軽に利用できる場所の創出が求められています。

（５）不安や困難を抱えるこども・若者への支援

▶アンケート調査結果では、弥富市に取り組んでほしいこども・若者への支援として15～39歳の３割以上が「こども・若者が悩みごとや困りごとを相談できる窓口を充実する」をあげています。
不安や困難を抱えるこども・若者への相談体制の充実を図り、誰もが希望を持って生活を送ることができるよう支援していくことが必要です。

第３章　計画の基本的な考え方

第３章　計画の基本的な考え方

1　基本理念

こども大綱では、「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会」である「こどもまんなか社会」の実現が目標として掲げられています。

次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こどもの養育の基盤である家庭への十分な支援を行い、社会全体としてこども施策に取り組むことが重要です。

本計画では、これまでに推進してきました**「こどもの未来をはぐくむまち・弥富」**の基本理念を継承し、こどもや子育て家庭に寄り添った支援を充実するとともに、すべてのこどもや若者が心豊かに育ち、併せて、保護者が喜びや生きがいを感じながら子育てができ、すべての人がこどもと一緒に元気になれるまち、「こどもまんなか社会」の実現をめざします。

【　基本理念　】

こどもの未来をはぐくむまち・弥富

2 基本的な視点

本計画の施策推進においては、次の２つの視点を通して取組を行っていきます。

視点１： こども・若者の幸せを第一に考える

こども・若者が権利の主体であるということを認識し、こども・若者の幸せを第一に考え、こども・若者の最善の利益が優先して考慮されるように配慮していきます。

また、すべてのこども・若者が安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動を通じて、自己肯定感を高め、幸せな状態で成長し、自分らしく社会生活ができるように取組を進めます。

視点２： ライフステージに応じた切れ目のない支援

妊娠・出産・子育てに関する必要な支援を切れ目なく提供するとともに、こども・若者が発達段階に応じ、健やかに成長して自己実現を図り、生活の基盤を安定させて自立できるようになるまでの必要な支援を年齢等の理由で途切れることなく推進します。

3 基本目標

この計画は、基本理念の実現を図るとともに、こども基本法の施行（令和５（2023）年４月１日）並びにこども大綱の策定（令和５（2023）年12月22日）を踏まえ、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもの権利の擁護が図られ、すべてのこどもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活が送れるよう、こどもや子育て当事者のライフステージに応じて、切れ目のない支援を社会全体・地域で行うこととし、３つの基本目標を定めます。

基本目標１　こども・若者の将来にわたるウェルビーイングを守ります

安心して子育てをするためには、教育・保育施設を利用するこどもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含むすべてのこども及び子育て家庭を対象として、妊娠・出産期からライフステージに応じた切れ目のない支援を行っていくことが必要です。

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、孤立することがないよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に取り組みます。

また、こども・若者が豊かな心と健康な体を育みながら成長するために、乳幼児期からの安定した人間関係の形成を保障するとともに、すべてのこども・若者が相互に人格と個性を尊重されながら、自己肯定感や自己有用感を高めて成長できるような環境の整備を進めます。

基本目標２　こどもまんなかの子育て・子育ちを支援します

こどもや子育て当事者のライフステージに応じた切れ目のない支援を、当事者の意見を聴き、対話しながら進めることで、こどもが自立した個人として等しく健やかに成長することができる環境づくりに取り組みます。

また、障がいのあるこども等、配慮が必要なこどもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、こどもの特性に合わせた継続的な支援を充実し、いじめ防止対策を含めたこどもの人権を守る取組や、その権利擁護について広く市民に周知、啓発を行います。

さらに、「こどもの貧困対策」についても、国や県の動向を踏まえながら、相談対応の充実や経済的困難を抱える家庭への対応を図ります。

基本目標３　保護者が安心して子育てできる環境をつくります

こどもの養育は家庭を基本とし、保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、保護者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うことにより、ゆとりを持ってこどもに向き合える環境づくりに取り組みます。

また、安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、ワーク・ライフ・バランス※7の理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

※7 老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態。（仕事と生活の調和）

4 施策の体系

≪基本理念≫　こどもの未来をはぐくむまち・弥富

基本目標	施策
基本目標１ こども・若者の将来にわたるウェルビーイングを守ります	（１）母子の健康支援及び経済的支援の充実
	（２）親子の成長の場と交流の支援及び相談支援の充実
	（３）多様な教育・保育事業の充実
	（４）幼・保・小の連携強化
	（５）学校教育の推進
	（６）放課後の居場所づくりの推進
	（７）いじめ防止・不登校のこどもへの支援の充実
	（８）悩みや不安を抱える若者に寄り添う支援の充実
	（９）出会いや結婚の支援の充実
基本目標２ こどもまんなかの子育て・子育ちを支援します	（１）こども・若者の権利の保障
	（２）こども・若者の居場所の確保
	（３）障がいのあるこども・若者への支援の充実
	（４）児童虐待の防止対策及びヤングケアラー※8への支援の充実
	（５）こどもの貧困対策の推進
基本目標３ 保護者が安心して子育てできる環境をつくります	（１）子育て家庭への経済的支援の充実
	（２）仕事と子育ての両立支援の充実
	（３）地域全体で取り組む子育て支援の充実
	（４）保護者に寄り添う支援の充実
	（５）子育てに関する情報提供の充実
	（６）ひとり親家庭の自立支援の推進

※8 家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども･若者

第４章　施策の展開

第４章　施策の展開

基本目標１　こども・若者の将来にわたるウェルビーイングを守ります

施策（１）母子の健康支援及び経済的支援の充実

安心してこどもを産み育てるためには、母親とこどもの健康が確保される環境を整えることが重要です。

妊産婦健康診査・乳幼児健康診査の受診勧奨を行い、疾病及び発育・発達上又は養育上の問題等の早期発見に努めるとともに、予防接種等に関する正しい知識の普及・啓発を進める必要があります。

本市における近年の出生数は減少傾向にあり、兄弟・姉妹の数の減少や近隣における人間関係の変化から、母親となるまでにこどもに接する機会が減り、育てにくさを感じる原因となっている場合があります。健診・出産関係機関や地域との連携を図り、育児に対する不安を早期に把握し支援できるよう、妊娠・出産・子育てへの継続的支援を実施していきます。併せて、昨今の社会情勢を鑑み、安心して産み・育てることができるよう、経済的支援の充実も図っていきます。

母子保健事業を通じて、妊婦・乳幼児の健康の保持及び増進に努めます。

No.	事業名	事業の内容	担当課
1	妊産婦健康診査	妊娠中の母子及び産婦の健康管理、異常の早期発見、早期治療、産後うつの早期発見を目的とし、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票（14回分、多胎妊婦に対しては追加５回分）と産婦健康診査受診票（１回分）を交付します。	健康推進課
2	妊産婦歯科健康診査	妊娠中や出産後は、ホルモンバランスの変化により、むし歯や歯周病のリスクが高まります。早期発見と治療、口腔内の健康づくりを目的とし、歯科健診を行います。母子健康手帳交付時に、妊産婦歯科健診受診票（妊娠中・産後１年以内）を交付します。	健康推進課
3	母子健康手帳交付	母子健康手帳の交付と利用方法などを説明します。	健康推進課
4	妊婦等包括相談支援事業	妊婦や保護者に対して、面談等により情報提供や相談等を行い、ニーズに応じて必要な支援につなぎます。	健康推進課
5	妊婦支援給付金支給事業	妊婦及び妊娠しているこどもの数（流産・死産等も含む。）に応じ給付金を支給し、妊婦等の経済的支援を行います。	健康推進課

No.	事業名	事業の内容	担当課
6	産後ケア事業	産後の母子に対して、医療機関等での宿泊・通所・訪問を通じて必要な保健指導や育児支援を行い、母親のセルフケア能力を育む支援を行います。	健康推進課
7	予防接種事業	予防接種法に基づき、感染症のまん延を防ぐために、予防接種を実施します。	健康推進課
8	乳幼児健康診査	乳幼児の病気の早期発見、早期治療、養育者の育児不安軽減、虐待の早期発見を目的とし、乳幼児健康診査を実施します。乳児健康診査受診票（2回）を交付し、県内医療機関に委託し実施します。４か月児、１歳６か月児、３歳児健診は保健センターにて実施します。	健康推進課
9	乳幼児歯科教室	２歳頃になると、奥歯が生え、食生活の幅が広がります。そのためむし歯になりやすい時期となります。２歳児ピカピカ教室では、予防への意識を高めるため歯科健診やフッ素塗布、ブラッシング指導を行います。	健康推進課
10	乳児家庭全戸訪問事業	乳児がいる家庭の孤立化を防ぎ、虐待や育児不安などに対し早期に支援できる体制を作ることを目的とし、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に保健師・看護師等が訪問します。乳児と養育者の心身の状況や養育環境の把握と助言、育児に関する不安や悩み相談、子育て支援に関する情報提供を行います。	健康推進課
11	健康教室	乳幼児の身体計測、育児や発達に関する健康教育を実施します。	健康推進課
12	育児相談	保健師・歯科衛生士・心理士・管理栄養士による個別相談を実施します。	健康推進課

◆母子保健を含む成育医療等※9に関する計画としての評価指標

妊産婦やこどもを取り巻く環境が大きく変化している中で、成育医療等の提供にあたっては、医療、保健、教育、福祉などの幅広い関係分野での取組の推進が必要です。また、各分野における施策の相互連携を図りつつ、その需要に適確に対応し、こどもの権利を尊重した成育医療等が提供されるよう、横断的な視点での総合的な取組を推進することが求められています。

本計画では、成育医療等基本方針の評価指標に基づき、本市の目指すべき姿を下記のように定めます。

■成育医療基本方針に基づく目標指標

項　目	現状値 （令和５年度）	目標値 （令和 11 年度）
①産後１か月時点での産後うつのハイリスク者の割合	10.5%	減少
②妊婦の喫煙率	1.3%	0.0%
③妊産婦の歯科健診・保健指導受診率	32.0%	増加
④かかりつけ医（医師・歯科医師など）をもっているこどもの割合	【医師】 ４か月児：74.0% ３歳児　：84.5% 【歯科医師】 ３歳児　：68.6%	【医師】 ４か月児：85.0% ３歳児　：95.0% 【歯科医師】 ３歳児　：増加 (国の目標値：55.0%)
⑤乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト※10等によらない子育てをしている親の割合	４か月児：97.5% １歳６か月児：86.4% ３歳児　：68.9%	４か月児：増加 (国の目標値：95.0%) １歳６か月児：増加 (国の目標値：85.0%) ３歳児　：70.0%
⑥育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	80.7%	90.0%
⑦この地域で子育てをしたいと思う親の割合	93.0%	増加
⑧ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある保護者の割合	４か月児：90.3% １歳６か月児：84.2% ３歳児　：76.0%	４か月児：92.０% １歳６か月児：85.0% ３歳児　：増加 (国の目標値：75.0%)

※9　妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等を包括的に捉え、適切に対応する医療、保健、これらに密接に関係する教育、福祉等に関するサービス等をいう。
※10　育児放棄や育児怠慢と言われる児童虐待の1つ

施策（２）親子の成長の場と交流の支援及び相談支援の充実

本市ではこれまで、地域の身近な場所で、気軽に立ち寄ることができる子育て支援の場として、地域子育て支援センターの整備に取り組んできました。

今後も保護者にとって身近な情報提供、相談、交流の場として、さらに利用しやすい支援事業の提供を図るとともに、地域の団体との連携に取り組んでいきます。

また、こどもの心と体の健やかな成長には、乳幼児期の安定した愛着（アタッチメント）の形成が重要であるため、こどもの健康への支援、家庭における子育てへの支援等を図ります。

No.	事業名	事業の内容	担当課
1	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	妊娠期の方、就学前のこどもとその保護者が遊び、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供などを行います。	児童課
2	利用者支援事業（こども家庭センター）	【母子保健機能】妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できることを目的として妊産婦・乳幼児等の実情を把握し、妊産婦からの相談に応じ、必要な情報提供や関係機関との連携や連絡調整、サポートプランの作成などを行います。 【児童福祉機能】こどもの安心・安全の確保と福祉の向上、また、その保護者支援のため、こども虐待防止の視点を強化し虐待のハイリスク家庭など養育支援を必要とする家庭を早期に発見して、適切な家庭支援事業等の利用促進、サポートプランの作成を行います。	健康推進課 児童課
3	家庭児童相談	こどもの養育、家庭環境、心やからだ、虐待、こどもの権利などのこどもに関する問題について、家庭相談員等が相談受付、助言、関係機関の紹介、訪問等を行います。	児童課
4	養育支援訪問事業	育児不安が強い、養育の能力が低いなど虐待のリスクが高い家庭や、特定妊婦などの養育支援が特に必要と判断された家庭に、養育支援訪問員が訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、適切な養育を支援します。	児童課
5	子育て世帯訪問支援事業	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事支援、育児支援を実施します。家庭環境や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的としています。	児童課

No.	事業名	事業の内容	担当課
6	親子関係形成支援事業	児童との関わりや子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ※11等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施し、親子間における適切な関係性の構築を図ります。	児童課
7	子育てに悩む親御さん向け！リトミックと育児力セミナー	リトミックとは、音楽を通してこどもの感性や表現力を育てる教育法です。 曲と歌に合わせて親子で楽しく体を動かしこどもが潜在的に持つ基礎能力の発達を促します。	生涯学習課

施策（３）多様な教育・保育事業の充実

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。周囲の大人との愛情・信頼関係や、集団の中での自発的な遊びを通して「生きる力」の基礎を養うとともに、生活習慣の基礎や社会性の芽生えが育まれるよう、発達段階に応じた質の高い教育・保育の提供が必要です。

また、就労や疾病等により、日中、家庭において保育ができない保護者に代わってこどもを預かる保育所や認定こども園等の整備は、こどもの健やかな成長だけではなく、保護者の仕事と生活の両立、女性の社会進出を支援する上でも重要です。

地域ごとの特性やニーズに配慮して、すべての家庭が必要とする教育・保育を円滑に提供できるよう、地域型保育事業も含め、環境の整備を進めます。

No.	事業名	事業の内容	担当課
1	幼児期の教育（幼稚園、認定こども園）	幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。認定こども園は幼稚園、保育所の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供します。	児童課
2	保育（保育所、認定こども園等）	保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。	児童課
3	幼稚園の預かり保育	通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に幼稚園及び認定こども園において実施します。	児童課
4	時間外保育事業	保育所、認定こども園等における保育標準時間を超える時間帯に保育を実施します。	児童課

※11 実際に近い疑似場面を想定し、その中で自分の役割を演じることで、スキルを身に付けるという学習方法

No.	事業名	事業の内容	担当課
5	子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間こどもを預かり、必要な支援を行います。	児童課
6	保育所等の一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所において一時的に預かります。	児童課
7	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保育所、認定こども園等において、６か月から満３歳未満の保育所等に通っていない乳児又は幼児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。	児童課
8	病児保育事業	こどもが病気の際に保護者が仕事等により、自宅で看病できない場合に専用スペース等において、看護師と保育士が一時的に保育します。	児童課
9	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を受けたい者（利用会員）と子育ての援助を行いたい者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	児童課

施策（４）幼・保・小の連携強化

近年、小学校入学後の１年生が集団行動できない、授業中に座っていられないといった問題などから、小学校就学前後の接続期における連携が注目されています。

地域の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校の連携を強化して、幼児期の教育・保育から小学校教育へ滑らかな接続を図り、連続した育ちと学びを支援する教育・保育体制づくりに取り組みます。

No.	事業名	事業の内容	担当課
1	保育研究会における研究活動及び実践交流	特別支援教育にかかわる関係機関との連携や就学に向けて児童の情報交換会を実施します。	児童課
2	就学前児童と小学生との交流	体験入学を実施します。	児童課 学校教育課

施策（５）学校教育の推進

こどもの健やかな成長を支え、確かな学力の向上など、全ての教育活動を通じてこどもたちが未来社会を切り拓くための資質能力を育成します。

No.	事業名	事業の内容	担当課
1	平和教育推進事業	市立中学校２年生全員を対象に、被爆地広島を訪問し、実際に平和について五感で感じてもらうことで、世界恒久平和の実現に向けて貢献する人材を育成することを目的としており、中学校広島派遣研修連絡協議会に対して補助金を交付します。	学校教育課
2	英語指導者委託事業	小中学校へ英語指導者（ALT）を派遣し、教員とともに外国語活動・授業を充実させ、児童生徒に楽しく外国語に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の基礎を養います。	学校教育課
3	地域における日本語教育事業	日本語がほとんど分からない外国人を対象とした対話型の日本語教室で、生活に必要な日本語でのコミュニケーション能力を身につけるとともに、地域社会で必要な情報を得る場を提供します。	市民協働課

施策（６）放課後の居場所づくりの推進

共働き家庭等の「小１の壁[※12]」を打破するとともに、すべての児童の放課後等の安全・安心な居場所を確保することは重要なことです。

また、小学校就学後の学童期は、自立意識や他者理解等の発達が進み、心身が著しく成長する時期であり、多様な体験・活動を通して、こどもたちの生きる力を育み、調和のとれた発達を図る必要があります。

「こどもまんなか」な放課後を実現するため、国が示す「放課後児童対策パッケージ」に基づき、放課後におけるこどもたちの居場所づくりを計画的に推進します。

No.	事業名	事業の内容	担当課
1	放課後児童健全育成事業（児童クラブ）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。	児童課
2	放課後校庭開放	小学生が放課後等に安全で安心して過ごせる居場所づくりを目的として、平日の放課後や長期休業中に、運動場や体育館などをこどもたちの遊び場や居場所として開放します。	学校教育課 生涯学習課

※12 保育所時代と小学校入学後の仕事と子育ての両立が困難になる現象

No.	事業名	事業の内容	担当課
3	児童館	遊びを通じての集団的・個別的指導、健康の増進、放課後児童の育成・指導、地域活動組織の育成等を行うことで、こどもの居場所をつくります。	児童課
4	児童育成支援拠点事業	養育環境に課題を抱える児童等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行い、児童及び家庭の状況をアセスメント※13し関係機関へつなぐ等の支援を行います。	児童課
5	中学校の休日部活動地域移行	少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、部活動改革（地域移行）に取り組みます。	学校教育課 生涯学習課

施策（7）いじめ防止・不登校のこどもへの支援の充実

こども自身・保護者などが、こどもの権利について、困った時に気軽に相談できる体制を充実するとともに、いじめ等を受けたこども自身からの相談も受け入れやすいような配慮を行い、こども自身をサポートします。

No.	事業名	事業の内容	担当課
1	いじめ問題対策事業	いじめ問題を未然防止、早期発見・解決を図るため、スクールカウンセラー※14の配置、いじめ問題対策連絡協議会に対し支援を行います。	学校教育課
2	SC（スクールカウンセラー）配置事業	児童・生徒・保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図ります。	学校教育課
3	SSW（スクールソーシャルワーカー※15）配置事業	児童生徒の生活環境の問題やいじめ等に、教育分野や社会福祉等の専門的な知識や技術を用いた支援を行います。	学校教育課

※13 人やものごとを客観的に評価･分析すること。
※14 「心の専門家」として学校に配置されている臨床心理士等の資格を有する心理の専門家で、学校教育法施行規則第65条の3で学校職員として位置づけられている。主に、児童生徒に対する相談や心のケア、保護者や教員に対する相談、教職員への研修等を行う。
※15 「福祉の専門家」として学校に配置されている社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する福祉の専門家で、学校教育法施行規則第65条の4で学校職員として位置づけられている。主に、家庭を含めた児童生徒を取り巻く環境に焦点を当てた支援や学校への助言を行う。

No.	事業名	事業の内容	担当課
4	こども相談事業	小学生から高校生までを対象に「学校ではない場所で・授業日ではない曜日に相談できる場所」として、こども相談室「カラフル」において、切れ目のない教育相談をします。	学校教育課
5	やとみっ子お悩み相談室	児童や生徒が家庭や学校など、身近な人に直接相談しにくい悩みや困り事の相談を受け付けます。	児童課
6	家庭児童相談【再掲】	こどもの養育、家庭環境、心やからだ、虐待、こどもの権利などのこどもに関する問題について、家庭相談員等が相談受付、助言、関係機関の紹介、訪問等を行います。	児童課
7	児童育成支援拠点事業【再掲】	養育環境に課題を抱える児童等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行い、児童及び家庭の状況をアセスメントし関係機関へつなぐ等の支援を行います。	児童課

施策（８）悩みや不安を抱える若者に寄り添う支援の充実

悩みや不安を抱える若者の相談体制等の充実を図り、誰一人取り残さず、きめ細かな支援を行います。

また、離職する若者が早期に再就職し、その持てる能力を発揮できるよう、キャリア自律に向けた支援を行います。

No.	事業名	事業の内容	担当課
1	重層的支援体制整備事業	地域住民やその世帯の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を整備し、対象者の属性を問わない支援、多様な参加者支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行います。	福祉課
2	自立相談支援事業	生活困窮者が早期に困窮状態から脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、地域資源を活用して自立支援等の体制を構築することにより、生活困窮者の自立を促進します。	福祉課
3	就労準備支援事業	就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して行います。	福祉課
4	家計改善支援事業	家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして家計の改善に向けた意欲を引き出したうえで、家計の視点から必要な情報提供や助言・指導等を行います。	福祉課

No.	事業名	事業の内容	担当課
5	心配ごと相談支援事業	民生委員・人権擁護委員・行政相談員等が連携のうえ、心配ごと相談所を開設し、様々な困りごとの相談に対応します。	福祉課

施策（９）出会いや結婚の支援の充実

結婚を望む人への出会いの機会の提供及び経済的負担の軽減を図ることで、結婚を望む人への支援を強化します。

No.	事業名	事業の内容	担当課
1	結婚支援事業	結婚を希望する若者に出会いの場やきっかけづくりの機会を創出します。	市民協働課
2	結婚新生活支援事業	新規に婚姻した世帯を対象に住宅の取得費用等を支援することで、新生活の経済的不安を軽減し、若者世帯の移住・定住促進を図ります。	市民協働課

基本目標２　こどもまんなかの子育て・子育ちを支援します

施策（１）こども・若者の権利の保障

こども・若者が、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容を理解し、自らが権利の主体であることを認識できるよう周知・啓発します。また、お互いの人権を尊重する意識を高めることができるよう、人権教育を推進します。

No.	事業名	事業の内容	担当課
1	権利擁護センター運営事業	判断能力が十分でない人に対する権利擁護事業の総合的な支援体制の強化に向け、海部南部３市町村で設立した海部南部権利擁護センターの安定した運営を行います。	福祉課
2	障がい者虐待防止センター事業	障がい者虐待の未然防止や迅速な対応、その後の適切な支援を行います。	福祉課
3	人権擁護活動事業	こどもの頃から人権意識を高めていくため、人権擁護委員と連携し、保育所、学校などの場を通じて人権教育、啓発活動を行います。	福祉課
4	人権問題理解促進事業	さまざまな人権問題に対する理解を促進するため、ホームページによる周知及び相談窓口の掲載を行います。	福祉課

施策（２）こども・若者の居場所の確保

こども・若者が、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう支援します。また、児童館や各種支援の場など、既存の居場所についても、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう充実を図ります。

No.	事業名	事業の内容	担当課
1	児童育成支援拠点事業【再掲】	養育環境に課題を抱える児童等に対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行い、児童及び家庭の状況をアセスメントし関係機関へつなぐ等の支援を行います。	児童課
2	児童館【再掲】	遊びを通じての集団的・個別的指導、健康の増進、放課後児童の育成・指導、地域活動組織の育成等を行うことで、こどもの居場所をつくります。	児童課

施策（３）障がいのあるこども・若者への支援の充実

障がいのあるこども一人ひとりの個性と能力を適切に伸ばしていくためには、ライフステージごとに切れ目のない支援を充実していく必要があるため、健全な発達、身近な地域での安心した生活を支援するため、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携を強化し、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進します。

また、障がいのある若者への就労を支援します。

No.	事業名	事業の内容	担当課
1	障害児通所支援事業	何らかの障がいのある（疑いのある）幼児・児童・生徒を対象に、生活能力の向上や、社会生活への適応力を助長するため、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援など障がい児通所サービスに係る給付を行います。	福祉課
2	特別児童扶養手当支給事業	身体又は精神に中度・重度の障がいのある20歳未満の児童を養育している方に手当を支給します。	福祉課
3	就学相談等小学校との連携	気になるこどもの保護者、保育士・幼稚園教諭への助言・援助等を行います。 また、小学校や特別支援学校、適切な支援内容や方法、教育アセスメント等の就学に関する相談や情報提供を行うとともに、困難事例に対するケース会議及び支援者会議のコーディネートを行います。	学校教育課 児童課 健康推進課
4	障害者自立支援事業	障害者総合支援法に基づき、障がいのある方（身体・知的・精神・難病等）が自立した日常生活及び社会生活を営むために、障がい福祉サービスに係る給付を行います。	福祉課
5	地域生活支援事業	障がいのある人を対象に、身近な地域で自立した生活や社会との交流を支援するため、相談や日常生活用具の給付・貸与、移動支援などのサービスに係る給付を行います。	福祉課
6	障がい者就業相談事業	障がいのある方の就業相談窓口を定期的に開設し、障がいのある方の雇用促進についての相談支援を行います。	福祉課
7	就労支援事業	一般就労が困難な人を対象に、生産活動の機会の提供や就労に必要な知識と能力の向上のための訓練等を行う就労継続支援や、一般就労に向けた就労に必要な知識と能力の向上のための訓練及び求職活動に関する就労移行支援等を行います。	福祉課
8	通園施設（のびのび園）	発達にかたよりのある幼児や子育てに悩みがある保護者が一緒に通園する施設です。 親子の愛着関係形成の支援、基本的生活習慣や社会性育成の促進、保護者の子育ての不安や悩みについてともに考え支援します。	児童課

施策（４）児童虐待の防止対策及びヤングケアラーへの支援の充実

近年、少子化・核家族化により保護者が子育て経験に未熟であることや経済不況等を背景に、保護者が妊娠・出産・育児のあらゆる場面において、多くの不安やストレスを抱えているといわれ、こどもを虐待してしまう痛ましい事件の発生が大きな社会問題となっています。

児童虐待は、こどもの人権を侵害し、こどもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすため、未然防止及び発生時の迅速・適切な対応が求められます。

本市では、地域の協力と関係機関との連携により、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応や虐待を受けたこどもに対するサポート等、総合的な支援を実施していきます。

また、家事や家族の世話などをこどもが日常的に行うことで、学業や友人関係等に支障がでるヤングケアラーの問題については、本人や家族に自覚がないことも多いため、問題を認識できるよう啓発するとともに、早期発見や適切な支援に取り組みます。

No.	事業名	事業の内容	担当課
1	子育て短期支援事業（ショートステイ）【再掲】	保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間こどもを預かり、必要な支援を行います。	児童課
2	要保護児童対策地域協議会	虐待を受けているなどの要保護児童や要支援児童とその保護者、特定妊婦等に対して適切な支援を行うために、福祉、保健、教育などの関係機関が情報や考え方を共有し、適切な連携と対応の協議を行います。	児童課
3	家庭児童相談【再掲】	こどもの養育、家庭環境、心やからだ、虐待、こどもの権利などのこどもに関する問題について、家庭相談員等が相談受付、助言、関係機関の紹介、訪問等を行います。	児童課
4	利用者支援事業（こども家庭センター）【再掲】	【母子保健機能】妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できることを目的として妊産婦・乳幼児等の実情を把握し、妊産婦からの相談に応じ、必要な情報提供や関係機関との連携や連絡調整、サポートプランの作成などを行います。 【児童福祉機能】こどもの安心・安全の確保と福祉の向上、またその保護者支援のため、こども虐待防止の視点を強化し虐待のハイリスク家庭など養育支援を必要とする家庭を早期に発見して、適切な家庭支援事業等の利用促進、サポートプランの作成を行います。	健康推進課 児童課
5	養育支援訪問事業【再掲】	育児不安が強い、養育の能力が低いなど虐待のリスクが高い家庭や、特定妊婦などの養育支援が特に必要と判断された家庭に、養育支援訪問員が訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、適切な養育を支援します。	児童課

No.	事業名	事業の内容	担当課
6	親子関係形成支援事業【再掲】	児童との関わりや子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施し、親子間における適切な関係性の構築を図ります。	児童課
7	子育て世帯訪問支援事業【再掲】	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事支援、育児支援を実施します。家庭環境や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的としています。	児童課

施策（５）こどもの貧困対策の推進

貧困の状態にある家庭の状況を踏まえ、貧困の解消及び貧困の連鎖の防止に努めます。

No.	事業名	事業の内容	担当課
1	こども食堂支援事業	イベントを後援するなど、こども食堂の啓発活動を中心に支援を行います。	児童課
2	教育支援事業	経済的な理由により、こどもを小・中学校に就学させるのにお困りの方に対して、学用品購入費や給食費など学校での学習に必要な費用を援助します。	学校教育課
3	実費徴収に係る補足給付事業	幼児教育・保育無償化に伴い、私学助成幼稚園に通う低所得世帯児及び第３子以降児（小学３年生までの児童が３人以上いる世帯の児童のうち３人目以降の児童）について、実費徴収された給食費（副食材料費）を助成します。	児童課

基本目標３　保護者が安心して子育てできる環境をつくります

施策（１）子育て家庭への経済的支援の充実

子育て家庭が経済的な不安や孤立感を抱くことなく、ゆとりを持ってこどもに向き合えるような環境を整備することは、全てのこども施策の基盤となるものです。

また、貧困による格差の広がりは、教育や進学の機会を狭めるだけでなく、こどもが健やかに育つための環境にも大きな影響を及ぼすことから、各種手当等の経済的支援を継続して行います。

No.	事業名	事業の内容	担当課
1	児童手当支給事業	家庭等における生活の安定の支援と児童の健やかな成長に役立てることを目的に支給します。	児童課
2	教育支援事業【再掲】	経済的な理由により、こどもを小・中学校に就学させるのにお困りの方に対して、学用品購入費や給食費など学校での学習に必要な費用を援助します。	学校教育課
3	実費徴収に係る補足給付事業【再掲】	幼児教育・保育無償化に伴い、私学助成幼稚園に通う低所得世帯児及び第３子以降児（小学３年生までの児童が３人以上いる世帯の児童のうち３人目以降の児童）について、実費徴収された給食費（副食材料費）を助成します。	児童課

施策（２）仕事と子育ての両立支援の充実

母親の就業率が高まり、全国的に共働き世帯が増加する一方で、依然として「男は仕事、女は家庭」といった、固定的な性別による役割分担意識が残っており、女性が出産を機に退職せざるを得ないなど、仕事と子育ての両立については様々な課題があります。

保護者が男女ともにこどもや子育てに向き合い、家庭における子育ての負担や不安を分かち合える環境づくりを推進します。

No.	事業名	事業の内容	担当課
1	ワーク･ライフ･バランスに関する啓発	「働くすべての方々が『仕事』と育児や介護、趣味や学習、休養・地域活動といった『仕事以外の生活』との調和をとり、その両方を充実させる働き方、生き方」と定義されています。市ではワーク・ライフ・バランス啓発にむけて、広報での周知や啓発チラシを窓口等に配置し、啓発に努めます。	産業振興課

施策（３）地域全体で取り組む子育て支援の充実

「すべてのこどもと子育て家庭」への支援を実現するためには、地域や社会のあらゆる分野における構成員が、こどもと子育て家庭への支援の重要性に対する関心や理解を深め、協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

また、日常的な地域とのつながりは、同じ年頃のこどもを持つ保護者、近所の人等、地域の人たちが子育てを支える上で重要であり、保護者の不安や負担を軽減し、こどもが社会性を身に付ける上でも重要です。

本市では、子育て支援団体、育児サークル等がそれぞれ工夫を凝らしながら、子育て家庭の交流や相談の場を提供しています。

今後も地域で活動する団体、保育所・認定こども園、地域子育て支援拠点、学校等の関係機関、そして地域に住む人々が連携し、「地域のこども」として、こどもや子育て家庭を見守るとともに、子育て家庭が地域において安全･安心で快適な生活を営むことができるよう、こどもの安全対策や、公園の整備、公共施設のバリアフリー化※16等を推進します。

No.	事業名	事業の内容	担当課
1	ファミリー・サポート・センター事業【再掲】	子育ての援助を受けたい者（利用会員）と子育ての援助を行いたい者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。	児童課
2	地域人材との連携	子育て支援センターや児童館において、地域のボランティアによる行事やイベントを行います。	児童課
3	こどもの安全対策 （地域の見守り活動） （交通安全） （防犯対策）	各小学校のスクールガードが登下校時の通学路において、児童の安全確保等に係る活動を行います。また、警察・交通安全推進協議会・金魚クラブ（保育所保護者）などとの連携のもと、交通指導を始め、こどもに対する効果的な交通安全教育、啓蒙活動を行い、市民や自主防犯団体によるパトロール活動によって防犯意識の向上を図ります こどもの遊び場等の公園を適切に維持管理することにより、こどもたちが安全に遊べる環境を提供します。	児童課 健康推進課 都市整備課 市民協働課 学校教育課

※16 高齢者や障がいのある人などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。

施策（４）保護者に寄り添う支援の充実

少子高齢化、核家族化等に伴い、保護者に幼いこどもと接する経験が少ないことに加え、身近に相談できる相手がいない、子育ての大変さに対する周囲の理解がないなどの理由で、保護者が不安や負担を感じていたり、孤立している状況があり、子育て支援事業の利用や周囲の人との交流になかなか踏み出せず、つらさを感じている保護者への対応が必要となっています。

保護者や家庭の状況に応じたきめ細やかな支援により、ゆとりと喜びをもってこどもと向き合えるよう、関係機関が連携して取組を推進します。

No.	事業名	事業の内容	担当課
1	利用者支援事業（こども家庭センター）【再掲】	【母子保健機能】妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できることを目的として妊産婦・乳幼児等の実情を把握し、妊産婦からの相談に応じ、必要な情報提供や関係機関との連携や連絡調整、サポートプランの作成などを行います。 【児童福祉機能】こどもの安心・安全の確保と福祉の向上、またその保護者支援のため、こども虐待防止の視点を強化し虐待のハイリスク家庭など養育支援を必要とする家庭を早期に発見して、適切な家庭支援事業等の利用促進、サポートプランの作成を行います。	健康推進課 児童課
2	養育支援訪問事業【再掲】	育児不安が強い、養育の能力が低いなど虐待のリスクが高い家庭や、特定妊婦などの養育支援が特に必要と判断された家庭に、養育支援訪問員が訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、適切な養育を支援します。	児童課
3	家庭児童相談【再掲】	こどもの養育、家庭環境、心やからだ、虐待、こどもの権利などのこどもに関する問題について、家庭相談員等が相談受付、助言、関係機関の紹介、訪問等を行います。	児童課
4	子育て世帯訪問支援事業【再掲】	訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事支援、育児支援を実施します。家庭環境や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的としています。	児童課
5	親子関係形成支援事業【再掲】	児童との関わりや子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施し、親子間における適切な関係性の構築を図ります。	児童課

施策（５）子育てに関する情報提供の充実

子育て支援事業の情報については、各事業の認知度についてもばらつきがあります。

本市では、母子手帳交付時に配布している子育て情報誌「弥富市子育てガイド」をホームページに掲載し、地域の子育て支援拠点や保育事業、相談窓口等の情報発信に取り組んできました。

今後もさらに様々な手法を活用した情報提供に取り組み、妊娠・出産期から継続して、保護者が自身の悩みやこどもの発達に応じた支援を利用できるようにすることで、子育てに対する不安や負担感の軽減を図ります。

No.	事業名	事業の内容	担当課
1	子育て情報配信サービス	多様な情報の中から必要な子育て支援情報を簡単に入手できるよう、市のホームページに子育て支援情報ポータルサイト※17を掲載します。	児童課

施策（６）ひとり親家庭の自立支援の推進

離婚の増加等に伴い、本市においてもひとり親家庭は増加傾向にあり、国の調査では、本市の18歳未満のこどもがいるひとり親家庭は令和２年で308世帯となっています。

ひとり親家庭の保護者は、経済的な課題と併せて、仕事、家事、子育てをすべてひとりで担うことから、特に家事等に不慣れな父子家庭では、仕事と家庭生活の両立が困難となっていることが少なくなく、さらには、このような生活面での問題や親との離別がこどもに与える影響も懸念されます。

今後もひとり親家庭が安心して暮らしていけるよう、精神的・経済的な支援に関する情報提供や相談を実施します。

No.	事業名	事業の内容	担当課
1	母子生活支援施設への入所支援	生活上のいろいろな問題で児童の養育が十分できない場合、児童と一緒に入所できる母子生活支援施設への入所支援を行います。	児童課
2	母子・父子自立支援員による相談の充実	ひとり親家庭や寡婦の方が自立できるよう、生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談などを総合的に行います。	児童課
3	情報提供体制の充実	就業支援や経済的支援に関することなど、各種相談窓口を紹介したり、必要な資料などの情報提供を行います。	児童課
4	地域就労支援	就業を促進するため、ハローワークや県などの就業相談機関につなげるなどの就労支援を行います。	児童課

※17 インターネットにある様々なページの玄関口となるWebサイトのこと。

No.	事業名	事業の内容	担当課
5	児童扶養手当等支給事業	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の健全育成のために手当を支給します。	児童課
6	母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給事業	経済的自立のため、市長の指定を受けた講座を受講後に給付金を支給します。	児童課
7	母子家庭等高等職業訓練促進給付金の支給事業	就職に有利な資格取得と経済的自立のため、対象のカリキュラムを指定養成機関で修業する場合に給付金を支給します。	児童課
8	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	母子・父子家庭並びに寡婦の方の家庭生活及び職業生活の安定と向上や、児童福祉の増進を図るために必要な資金の貸付を行います。	児童課
9	母子・父子家庭医療費の助成事業	18歳到達年度末までの子を扶養する母子・父子家庭において、経済的負担により適切な医療を受ける機会が損なわれることの無いよう、医療費の自己負担額を助成します。	保険年金課
10	母子・父子自立支援プログラム策定事業	自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親の方に対し、実情に応じた自立支援プログラムを策定し、就労相談などの支援等を行います。	児童課

●○こどもまんなか社会の実現に向けた数値目標○●

国の「こども大綱」において位置づけられている数値目標を踏まえ、次の数値目標を設定し、本市の「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を推進します。

目標値については、国の「こども大綱」において位置づけられている数値目標と同数値を設定しました。

No.	項　目	現状値（令和６年度）	目標値
1	「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	15.2%（注１）	70.0%
2	「生活に満足している」と思うこどもの割合	73.1%（注２）	75.0%
3	「自分には自分らしさというものがある」と思うこども・若者の割合	79.7%（注３）	90.0%
4	「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合	12.7%（注４）	70.0%
5	「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	54.5%（注５）	80.0%
6	「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	19.0%（注６）	70.0%

注１）15歳から39歳の若者調査の回答結果（「そう思う」「どちらかというとそう思う」の合計）
注２）小学校５年生・中学校２年生調査の回答結果（０～10の選択肢で７以上と答えた割合）
注３）15歳から39歳の若者調査の回答結果（「あてはまる」「どちらかといえば、あてはまる」の合計）
注４）15歳から39歳の若者調査の回答結果（「そう思う」「どちらかというとそう思う」の合計）
注５）15歳から39歳の若者調査の回答結果（「あてはまる」「どちらかといえば、あてはまる」の合計）
注６）15歳から39歳の若者調査の回答結果（「そう思う」「どちらかというとそう思う」の合計）

第５章　量の見込みと確保方策

第５章　量の見込みと確保方策

1　教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

「弥富市子ども・子育て支援事業計画」では、第１期・第２期ともに教育・保育の提供区域について、保育所等の整備にあたり宅地開発等による人口変動による教育・保育ニーズの状況に応じ、全市域で柔軟に教育・保育の提供を行うため市全域を１つの区域と定めており、本計画においてもこの考えを踏襲し、市全域を１つの区域として実施していきます。

2 こどもの人口の見込み

子ども･子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる０歳から17歳までのこどもの人口を、住民基本台帳の令和２年から令和６年の４月１日時点の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

０歳から17歳までのこどもの人口推計では、年々減少していくことが見込まれます。

単位：人

年 齢	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
０歳	291	285	279	274	271
１歳	270	284	278	272	267
２歳	313	267	281	275	269
３歳	305	309	264	277	271
４歳	297	304	308	263	276
５歳	306	296	303	307	262
０～５歳	1,782	1,745	1,713	1,668	1,616
６歳	311	304	294	301	305
７歳	330	311	304	294	301
８歳	329	331	312	305	295
９歳	334	330	332	313	306
10 歳	352	335	331	333	314
11 歳	359	353	336	332	334
６～11 歳	2,015	1,964	1,909	1,878	1,855
12 歳	367	360	353	336	332
13 歳	383	369	362	355	338
14 歳	421	382	368	361	354
15 歳	411	422	383	369	362
16 歳	394	411	423	383	369
17 歳	416	394	411	423	383
12～17 歳	2,392	2,338	2,300	2,227	2,138
合 計	6,189	6,047	5,922	5,773	5,609

3　幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

【 事業概要 】

幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適切な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

この他に、幼稚園、保育所の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供する認定こども園、地域型保育があります。

（１）教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保方策を定めました。

単位：人

令和７年度	１号認定	２号認定		３号認定		
		教育希望	左記以外	０歳	１歳	２歳
児童数（推計）	908			291	270	313
量の見込み　①	204	177	429	47	126	173
確 保 方 策　②	391		617	96	177	208
特定教育・保育施設※18（幼稚園・保育所・認定こども園）	391		617	96	177	208
確認を受けない幼稚園（上記以外の幼稚園）	—	—	—	—	—	—
特定地域型保育事業※19（小規模保育※20・家庭的保育※21・居宅訪問型保育※22・事業所内保育※23等）	—	—	—	—	—	—
企業主導型保育施設の地域枠	—	—	—	—	—	—
過不足（②－①）	10		188	49	51	35

※18 子ども･子育て支援法第27条に基づき、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育･保育施設」のこと。
※19 子ども･子育て支援法第29条に基づき、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」のこと。
※20 地域型保育事業の1つで、主に満3歳未満の乳児･幼児を対象とし、多様なスペースにおいて、比較的小規模（利用定員6人以上19人以下）な保育を実施するもの
※21 地域型保育事業の1つで、主に満3歳未満の乳児･幼児を対象とし、家庭的保育者の居宅その他様々なスペースにおいて、少人数（利用定員5人以下）を対象に保育を実施するもの
※22 地域型保育事業の1つで、主に満3歳未満の乳児･幼児を対象とし、利用する保護者･こどもの居宅において、1対1を基本とする保育を実施するもの
※23 地域型保育事業の1つで、主に満3歳未満の乳児･幼児を対象とし、事業所の従業員のこどものほか、地域の保育を必要とするこどもの保育を実施するもの

単位：人

令和８年度	１号認定	２号認定		３号認定		
		教育希望	左記以外	０歳	１歳	２歳
児童数（推計）	909			285	284	267
量の見込み　①	204	177	430	46	132	148
確 保 方 策　②	391		617	96	177	208
特定教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）	391		617	96	177	208
確認を受けない幼稚園（上記以外の幼稚園）	—	—	—	—	—	—
特定地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育等）	—	—	—	—	—	—
企業主導型保育施設の地域枠※24	—	—	—	—	—	—
過不足（②－①）	10		187	50	45	60

単位：人

令和９年度	１号認定	２号認定		３号認定		
		教育希望	左記以外	０歳	１歳	２歳
児童数（推計）	875			279	278	281
量の見込み　①	196	171	414	45	129	156
確 保 方 策　②	391		617	96	177	208
特定教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）	391		617	96	177	208
確認を受けない幼稚園（上記以外の幼稚園）	—	—	—	—	—	—
特定地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育等）	—	—	—	—	—	—
企業主導型保育施設の地域枠	—	—	—	—	—	—
過不足（②－①）	24		203	51	48	52

※24 企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するため、単独又は共同で設置・利用する認可外保育施設で、地域枠が設けられている場合は、保育を必要とする地域のこどもも利用できる。

単位：人

令和 10 年度	１号認定	２号認定		３号認定		
		教育希望	左記以外	０歳	１歳	２歳
児童数（推計）	847			274	272	275
量の見込み　①	190	165	400	45	127	152
確 保 方 策　②	391		617	96	177	208
特定教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）	391		617	96	177	208
確認を受けない幼稚園（上記以外の幼稚園）	—	—	—	—	—	—
特定地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育等）	—	—	—	—	—	—
企業主導型保育施設の地域枠	—	—	—	—	—	—
過不足（②－①）	36		217	51	50	56

単位：人

令和 11 年度	１号認定	２号認定		３号認定		
		教育希望	左記以外	０歳	１歳	２歳
児童数（推計）	809			271	267	269
量の見込み　①	182	158	382	44	124	149
確 保 方 策　②	391		617	96	177	208
特定教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）	391		617	96	177	208
確認を受けない幼稚園（上記以外の幼稚園）	—	—	—	—	—	—
特定地域型保育事業（小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育等）	—	—	—	—	—	—
企業主導型保育施設の地域枠	—	—	—	—	—	—
過不足（②－①）	51		235	52	53	59

【 今後の方向性 】

こどもの人口は、減少傾向であるものの、母親の就業率の上昇による保育ニーズが発生することが考えられます。特に０歳～２歳の保育ニーズが高まることが考えられるため、３～５歳児の減少による全体定員との調整など、定員の弾力的運用を行い、待機児童が発生しないように、適切な体制を整備し、必要に応じて広域利用を図っていきます。

また、多様化する保育ニーズに対応するため、一部の保育所で土曜日の午後保育を実施していきます。

4 地域子ども・子育て支援事業

（１）時間外保育事業

【 概要 】

保育所、認定こども園等における保育標準時間を超える時間帯に保育を実施する事業です。

【 現状 】

単位：人

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用者数	73	53	49	79	40

※令和６年度は見込み

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	55	53	52	51	49
確保方策　②	55	53	52	51	49
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

フルタイム就労での在所児が多いため、今後も必要な保育時間を確保していきます。

（２）放課後児童健全育成事業（児童クラブ）

【 概要 】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【 現状 】

単位：人

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用者数	426	430	435	421	473
小学１～３年生	328	331	335	325	330
小学４～６年生	98	99	100	96	143

※令和６年度は見込み

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	503	488	477	468	466
１年生	128	125	121	124	126
２年生	135	127	124	120	123
３年生	82	82	78	76	73
４年生	94	93	94	88	86
５年生	39	37	37	37	35
６年生	25	24	23	23	23
確保方策　②	655	655	655	645	645
１年生	167	168	166	171	174
２年生	176	170	170	165	170
３年生	107	110	107	105	101
４年生	122	125	129	121	119
５年生	51	50	51	51	49
６年生	32	32	32	32	32
過不足（②－①）	152	167	178	177	179

【 今後の方向性 】

待機児童が発生しないように、クラブ数やクラブの定員を増やして体制を整備してきました。今後も待機児童が発生しないよう体制を整備していくとともに、こどもたちが安全な場所で安心して過ごすことができるように、こどもの居場所づくりに努めます。

また、令和７年度よりすべてのクラブにおいて、開所時間を30分延長し、午後7時まで実施していきます。

（３）子育て短期支援事業（ショートステイ）

【 概要 】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間こどもを預かり、必要な支援を行う事業です。

【 現状 】

単位：人日

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
年間延べ利用者数	0	0	0	0	10

※令和６年度は見込み

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人日

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	35	35	35	35	35
確保方策　②	35	35	35	35	35
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

関係機関と連携し、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応や虐待を受けたこどもに対するサポート等、総合的な支援を実施していきます。

（４）地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

【 概要 】

妊娠期の方、就学前のこどもとその保護者が遊び、交流するスペースの提供、子育て相談、子育て情報の提供などを行う事業です。

【 現状 】

単位：組回

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
年間延べ利用者組数	6,923	6,664	6,436	8,109	8,620

※令和６年度は見込み

【 量の見込みと確保方策 】

単位：組回

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	8,468	8,100	8,120	7,955	7,819
確保方策　②	8,468	8,100	8,120	7,955	7,819
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

子育てに対する保護者の孤独感や不安感等の軽減につながるよう、育児不安についての相談や子育て中の親子の交流、子育てに関する情報提供等を引き続き実施していきます。

（５）一時預かり事業

【 概要 】

幼稚園型の一時預かり事業は、在園児を対象に幼稚園等での通常の就園時間を超え、延長してこどもを預かる事業です。また、幼稚園型以外の一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、昼間に認定こども園、幼稚園、保育所において一時的に預かる事業です。

【 現状 】

単位：人日

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
年間延べ利用者数	876	1,783	6,391	5,705	5,705
幼稚園	0	0	0	0	0
保育所	419	439	580	875	875
その他	457	1,344	5,811	4,830	4,830

※令和６年度は見込み

①　幼稚園型

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人日

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	3,456	3,456	3,456	3,456	3,456
確保方策　②	3,456	3,456	3,456	3,456	3,456
過不足　（②－①）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

今後も量の見込みに対応できる体制を確保していきます。

引き続き利便性の向上を図りつつ、保護者の社会参加の促進や、育児による心身の疲労回復に資する事業として推進していきます。

②　幼稚園型以外

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人日

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	6,360	6,366	6,128	5,932	5,666
保育所	1,337	1,338	1,288	1,247	1,191
その他	5,023	5,028	4,840	4,685	4,475
確保方策　②	6,360	6,366	6,128	5,932	5,666
保育所	1,337	1,338	1,288	1,247	1,191
その他	5,023	5,028	4,840	4,685	4,475
過不足　（②－①）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

在宅で育児をする保護者を支援できるよう、ニーズを注視し、適切に対応していきます。

（６）病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【 概要 】

こどもが病気の際に、保護者が仕事等により自宅で看病できない場合に、専用スペース等において看護師と保育士が一時的に保育する事業です。

【 現状 】

単位：人日

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
延べ利用者数	4	24	5	27	36

※令和６年度は見込み

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人日

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	35	34	33	33	32
確保方策　②	35	34	33	33	32
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

引き続き病気等のこどもを安心して預けられる場を提供していきます。

（7）ファミリー・サポート・センター事業

【 概要 】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者（利用会員）と当該援助を行いたい者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【 現状 】

単位：人日

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
延べ利用者数	644	953	702	728	735

※令和６年度は見込み

【 参考 】

単位：人

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用会員	479	494	518	495	500
協力会員	161	171	188	193	190
両方会員	18	19	18	18	18

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人日

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	742	750	757	765	772
確保方策　②	742	750	757	765	772
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

利用会員の多様なニーズに対応するため、協力会員の確保に努めていきます。

（８）利用者支援事業（こども家庭センター型）

【 概要 】

すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として育児に関する様々な悩みに対応するため、母子保健と児童福祉が連携・協働し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援、虐待予防の対応、個々の家庭に応じたサポートプランの策定などの相談を行う事業です。

【 現状 】

単位：か所

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
実施か所数	1	1	1	1	1

※令和６年度は見込み

【 量の見込みと確保方策 】

単位：か所

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	1	1	1	1	1
基本型・特定型	—	—	—	—	—
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保方策　②	1	1	1	1	1
基本型・特定型	—	—	—	—	—
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

引き続き、子ども・子育て支援に係る情報提供、利用希望に基づく相談事業を実施していきます。

また、地域子育て相談機関については、身近に相談することができる場所である地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）において、子育て相談を実施していきます。

（９）乳児家庭全戸訪問事業

【 概要 】

生後４か月までの乳児がいる全家庭を、保健師、助産師が訪問し、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつける事業です。

【 現状 】

単位：人・件

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
訪問対象者数	326	334	323	281	280
延べ訪問件数	299	213	283	269	270
訪問実施率	91.7%	63.8%	87.6%	95.7%	96.4%

※令和６年度は見込み

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	291	285	279	274	271
確保方策　②	291	285	279	274	271
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

訪問できない家庭に対しては電話・面接等で状況把握をしております。支援の必要性が高い家庭に対しては、関係機関と連携し継続支援をしていきます。

（10）養育支援訪問事業

【 概要 】

養育支援訪問事業は、育児不安が強い、養育の能力が低いなど虐待のリスクが高い家庭や、特定妊婦などの養育支援が特に必要と判断された家庭に、養育支援訪問員が訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、適切な養育を支援する事業です。

【 現状 】

単位：世帯

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
養育支援訪問 実施世帯数	1	0	1	3	3

※令和６年度は見込み

【 量の見込みと確保方策 】

単位：世帯

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	5	5	5	5	5
確保方策　②	10	10	10	10	10
過不足（②－①）	5	5	5	5	5

【 今後の方向性 】

養育支援訪問員スキルアップ研修を行うなど、必要な家庭に対して適切な支援ができるよう、人材の確保に努めていきます。

（11）妊産婦健康診査事業

【 概要 】

妊娠中の母子及び産婦の健康管理、異常の早期発見、早期治療、産後うつの早期発見を目的としています。

妊娠届出時に、母子健康手帳交付と併せて妊婦健康診査受診票（14回分）と産婦健康診査受診票（１回分）を交付します。

【 現状 】

単位：人・回

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
対象者数(妊娠届出数)	355	363	302	309	300
妊婦健診 延べ受診回数	4,392	4,402	4,094	3,822	3,800

※令和６年度は見込み

【 量の見込みと確保方策 】

単位：回

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	4,328	4,236	4,161	4,115	4,070
確保方策　②	4,328	4,236	4,161	4,115	4,070
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

引き続き母子の健康管理のため、妊娠週数等に応じた受診を徹底するように勧奨していきます。

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

【 概要 】

幼児教育・保育無償化に伴い、私学助成幼稚園に通う低所得世帯児及び第３子以降児（小学３年生までの児童が３人以上いる世帯の児童のうち３人目以降の児童）について、実費徴収された給食費（副食材料費）を助成します。

【 現状 】

単位：人月

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
延べ利用者数	77	102	101	38	67

※令和６年度は見込み

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人月

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	12	12	12	12	12
確保方策　②	12	12	12	12	12
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

令和７年度より対象になる私学助成幼稚園が１園となるため、量の見込みが減少します。

（13）多様な主体が制度に参入することを促進するための事業

【 概要 】

多様な事業者の新規参入を支援するほか、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る事業です。

【 今後の方向性 】

地域の保育提供量に偏りがないよう、必要に応じて保育所、小規模保育などの設置を検討していきます。

（14）子育て世帯訪問支援事業

【 概要 】

虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人日

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	―	48	47	46	45
確保方策　②	―	50	50	50	50
過不足（②－①）	―	2	3	4	5

【 今後の方向性 】

訪問員の育成や人材の確保が課題となっています。適切な委託先を模索していきます。

（15）児童育成支援拠点事業

【 概要 】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を行う事業です。

【 今後の方向性 】

地域の子ども食堂等の数や利用状況、利用者数を注視するなど、地域資源と連携しながら実施可能な委託事業者を模索検討していきます。

（16）親子関係形成支援事業

【 概要 】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等、親子間における適切な関係性の構築のために必要な支援を行う事業です。

【 今後の方向性 】

利用ニーズを見極めながら、適切な委託先、実施形態を模索検討していきます。

（17）妊婦等包括相談支援事業

【 概要 】

妊産婦等に対して面談等を行い、母子保健や子育てに関する相談に応じるとともに、その状況を把握し、母子保健サービスの情報提供やその他の支援を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：回

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	927	909	891	882	873
妊娠届出数（組）	309	303	297	294	291
１組あたりの面談回数	3	3	3	3	3
確保方策　②	927	909	891	882	873
こども家庭センター	927	909	891	882	873
上記以外	0	0	0	0	0
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

※各年度の面談回数

【 今後の方向性 】

令和７年度より事業を実施していきます。妊娠届出時、妊娠８か月アンケート実施時及び乳幼児家庭全戸訪問時の合計３回の面談等を行います。面談で母子保健サービスについて周知を図り、相談に応じるとともに必要な支援につなげていきます。

（18）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【 概要 】

保育所、認定こども園等において、６か月から満３歳未満の保育所等に通っていない乳児又は幼児を対象に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人日

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	—	29	29	28	28
０歳	—	13	13	13	13
１歳	—	9	9	8	8
２歳	—	7	7	7	7
確保方策　②	—	29	29	28	28
過不足（②−①）	—	0	0	0	0

※各年度、１か月あたりの利用者数

【 今後の方向性 】

令和８年度からの本格実施に向け調整を進め、ニーズに対応できる体制の整備に努めていきます。また、令和９年度以降は、実際の利用状況を考慮しながら量の確保を行っていきます。

実施にあたっては、こどもが家庭とは異なる経験や家族以外の人と関わる機会を設けること、孤立感や不安感を抱える保護者の負担感を軽減することを目的とし、制度の周知を図っていきます。

（19）産後ケア事業

【 概要 】

産後の母子に対して、医療機関等での宿泊・通所・訪問を通じて必要な保健指導や育児支援を行い、母親のセルフケア能力を育む支援を行います。

【 現状 】

単位：人日

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
延べ利用者数	3	23	9	13	19

※令和６年度は見込み

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人日

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	31	30	30	29	29
確保方策　②	31	30	30	29	29
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

妊娠期の面談において、産後ケア事業の周知を図り、産後必要な方に対して利用を勧めていきます。

5 その他の児童福祉に関わる事業

（１）通園施設（のびのび園）

【 概要 】

発達が気になるこどもや子育ての不安や悩みがある保護者が一緒に通園する施設です。

親子の愛着関係形成の支援、基本的生活習慣や社会性育成の促進、保護者の子育ての不安や悩みについてともに考え、支援することを目的としています。

【 現状 】

単位：人

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
利用者数	114	124	104	96	60

※令和６年度は見込み

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み　①	60	60	60	60	60
確保方策　②	60	60	60	60	60
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

令和６年度より、週１日開催の「にこにこ教室」を週４日通園する「のびのび教室」に集約しました。

利用者数は、令和６年度から横ばいを見込んでいますが、引き続き児童の発達支援だけではなく親子関係の形成や保護者の不安や悩みについてともに考え支援する通園施設として、環境の整備や人材の育成及び確保に努めていきます。

6　幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進

国の基本指針等を踏まえ、幼児期の教育・保育を一体的に提供していく体制を検討する必要があります。

市内には、保育所８か所、認定こども園２か所が整備されており、保育の現場では、生活習慣の体得や様々な体験が豊富に得られるような内容を構成し、幼児期にふさわしい生活環境の整備や運営を推進しています。また、幼児教育・保育から学校教育への円滑な移行を図るため、小学校と連携し、学校見学や体験等の交流を行っています。

今後においては、法令の整備による各種サービスの充実に伴い、就労意向を持つ母親の増加が見込まれることから、ニーズ自体が高まっていく可能性があります。

このような状況の中で、今後も社会情勢の変化や保護者のニーズ、国の動向を注視し、提供体制を整備します。

7　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法を検討します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について認可外保育施設の監査状況等の情報提供を県に依頼する等、県と連携して実施します。

第６章　計画の推進に向けて

第６章　計画の推進に向けて

1　推進体制

本計画の推進にあたって、市内の関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所、幼稚園、認定こども園など、子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。

新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

2　計画の達成状況の点検及び評価

本計画に定めた各種事業は、ＰＤＣＡ[※25]サイクルのプロセスにより、その進捗状況を確認・評価していきます。点検・評価にあたっては、「弥富市子ども・子育て会議」がその中心を担い、結果は市民へ公表します。

※25（行政の）行動プロセスの枠組の1つ。Plan（計画）、Do（実行）、Check（確認）、Action（行動）の4つで構成されることから、その頭文字（アルファベット）が表記されている。

資　料　編

資　料　編

1　弥富市子ども・子育て会議条例

平成25年９月30日
条例第26号

（設置）
第１条　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第１項の規定に基づき、弥富市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（組織）
第２条　子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。
２　委員は、法第７条第１項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。
３　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
４　委員は、再任されることができる。

（会長）
第３条　子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。
２　会長は、会務を総理する。
３　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）
第４条　子ども・子育て会議は、会長が招集する。
２　子ども・子育て会議においては、会長が議長となる。
３　子ども・子育て会議は、会長（会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
４　子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）
第５条　子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部児童課において処理する。

（委任）

第６条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成25年10月１日から施行する。

（弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　弥富市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年弥富町条例第11号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（令和２年条例第３号）

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和５年条例第13号）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

2　弥富市子ども・子育て会議委員名簿

区　分	氏　名	職　名
会長	安江　利成（６年度）	弥富市子ども会連絡協議会会長
会長	宮原　康寿（５年度）	
委員	三浦　美紀	弥富市主任児童委員
委員	伴野　満猛（６年度）	弥富市小中学校校長会代表
委員	濱島　朋之（５年度）	
委員	大河内　妃早美（６年度）	弥富市小中ＰＴＡ連絡協議会代表
委員	高野　梨絵（５年度）	
委員	谷　沙弥加（６年度）	弥富はばたき幼稚園はばたきの会役員
委員	曽我　麻衣子（５年度）	弥富はばたき幼稚園母の会役員
委員	加賀　美紀	弥富はばたき幼稚園副園長
委員	水谷　由佳（６年度）	白鳥保育所保護者会代表
委員	佐治　めぐみ（５年度）	
委員	犬飼　友美	白鳥保育所長
委員	田中　莉紗子（６年度）	子育て支援センター利用者
委員	喜友名　なお（５年度）	
委員	刀祢平　敏江（６年度）	弥生子育て支援センター職員
委員	野口　由美（５年度）	ひので子育て支援センター職員
委員	久留宮　桃子（６年度）	児童クラブ利用者
委員	村松　深樹（５年度）	
委員	邨瀬　猛	弥生児童クラブ指導員
委員	安井　育代（６年度）	ボーイスカウト指導者
委員	田安　真美（５年度）	
委員	河崎　麻友美	公募委員
委員	水野　紗英子（６年度）	公募委員

3 弥富市子ども・子育て会議の開催経過

≪令和５年度≫

年月日		調査及び会議等
令和５年	９月28日	第１回子ども・子育て会議の開催 ●弥富市子ども・子育て支援事業計画の実績報告について ●弥富市こども計画ニーズ調査等について
令和６年	２月29日	第２回子ども・子育て会議の開催 ●会長の選任について ●弥富市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について ●弥富市こども計画ニーズ調査等について

≪令和６年度≫

年月日		調査及び会議等
令和６年	11月28日	第１回子ども・子育て会議の開催 ●会長の選任について ●弥富市こども計画アンケート調査結果について ●弥富市こども計画骨子案について
令和７年	１月６日 ～１月31日	弥富市こども計画案のパブリックコメントの実施
	２月26日	第２回子ども・子育て会議の開催 ●弥富市こども計画案のパブリックコメントの結果について ●弥富市こども計画案について

4　用語集

あ行

○アセスメント

人やものごとを客観的に評価・分析すること。

○いじめ

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、心身の苦痛を感じていること。

か行

○家庭的保育

地域型保育事業の１つで、主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、家庭的保育者の居宅その他様々なスペースにおいて、少人数（利用定員５人以下）を対象に保育を実施するもの

○企業主導型保育施設の地域枠

企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するため、単独又は共同で設置・利用する認可外保育施設で、地域枠が設けられている場合は、保育を必要とする地域のこどもも利用できる。

○居宅訪問型保育

地域型保育事業の１つで、主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用する保護者・こどもの居宅において、１対１を基本とする保育を実施するもの

○コーホート変化率法

同年又は同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

さ行

○小１の壁

保育所時代と小学校入学後の仕事と子育ての両立が困難になる現象

○小規模保育

地域型保育事業の1つで、主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、多様なスペースにおいて、比較的小規模（利用定員6人以上19人以下）な保育を実施するもの

○事業所内保育

地域型保育事業の1つで、主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所の従業員のこどものほか、地域の保育を必要とするこどもの保育を実施するもの

○スクールカウンセラー

「心の専門家」として学校に配置されている臨床心理士等の資格を有する心理の専門家で、学校教育法施行規則第65条の3で学校職員として位置づけられている。主に、児童生徒に対する相談や心のケア、保護者や教員に対する相談、教職員への研修等を行う。

○スクールソーシャルワーカー

「福祉の専門家」として学校に配置されている社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する福祉の専門家で、学校教育法施行規則第65条の4で学校職員として位置づけられている。主に、家庭を含めた児童生徒を取り巻く環境に焦点を当てた支援や学校への助言を行う。

○成育医療等

妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等を包括的に捉え、適切に対応する医療、保健、これらに密接に関係する教育、福祉等に関するサービス等をいう。

た行

○特定教育・保育施設

子ども・子育て支援法第27条に基づき、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」のこと。

○特定地域型保育事業

子ども・子育て支援法第29条に基づき、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認する事業者が行う「地域型保育事業」のこと。

な行

○ネグレクト

育児放棄や育児怠慢と言われる児童虐待の１つ

は行

○パブリックコメント

ホームページ等を活用した住民意見の募集とその対応結果について公表すること。

○バリアフリー化

高齢者や障がいのある人などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。

○不登校児童・生徒

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの

○ＰＤＣＡ

（行政の）行動プロセスの枠組の1つ。Plan（計画）、Do（実行）、Check（確認）、Action（行動）の4つで構成されることから、その頭文字（アルファベット）が表記されている。

○ポータルサイト

インターネットにある様々なページの玄関口となるWebサイトのこと。

や行

○ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者

○要保護児童・生徒数

保護者がいない又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童・生徒の数

ら行

○ライフステージ

入学、卒業、就職、結婚、こどもの誕生、こどもの独立、退職など人生の節目ごとに段階を分けること。

○ロールプレイ

実際に近い疑似場面を想定し、その中で自分の役割を演じることで、スキルを身に付けるという学習方法

わ行

○ワーク・ライフ・バランス

老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発等、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態。（仕事と生活の調和）

弥富市こども計画

令和７（2025）年３月
発行　弥富市健康福祉部児童課

〒498-8501　愛知県弥富市前ケ須町南本田 335
TEL 0567-65-1111　　FAX 0567-67-4011